

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H28	115	03_医療・福祉	指定都市	千葉市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第18条の6第1号児童福祉法施行令第5条第3項児童福祉法施行規則第6条の3第2項	指定保育士養成施設の定員弾力化	保育士の人材供給を確実に増やすため、指定保育士養成施設の定員弾力化が可能である旨、厚生労働省から都道府県に通知を発出するなど、指定保育士養成施設の定員基準の弾力化を求めるもの。	本市では、平成26年4月、平成27年4月と2年連続待機児童ゼロを達成したが、平成28年4月の待機児童は11人となった。保育所等の申込数は年々増加しているが、それに見合った保育士の確保が難しくなっている。 指定保育士養成施設の指定等については、児童福祉法施行令第5条の規定により都道府県(昨年度までは厚生労働省)の承認を必要としているところであるが、入学定員については、「指定保育士養成施設の運営適正化について」(平成17年11月17日雇児保発1117001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)を基準として、運用上、入学定員を超過して学生を受け入れることが認められていない状況にある。 結果として学生の辞退を考慮して、余裕のある合格通知を出すことができず、定員割れとなる場合や、定員を超過した場合は、都道府県(昨年度までは厚生労働省)に対し、改善方策の提出が必要となるなど、養成施設での柔軟な対応ができない状況である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	116	03_医療・福祉	中核市	岐阜市	厚生労働省	C A又はBに関連する見直し	医療扶助運営要領	生活保護医療扶助の医療券の交付対象者の変更	医療扶助運営要領第3医療扶助実施方式(本提案において「実施方式」という。)2-(5)-オ-(9)では、「医療券の交付に当たっては、被保護者をして医療券交付処理簿に受領印を押させ、又は被保護者から受領証を徴すること。」とされているが、医療券の交付及び受領印等の徴収を医療機関に対して行うものとするよう変更されたい。	【支障事例】 病気が障がいを抱え、支援者が近くにいない被保護者は、医療券受領のため業務所管課窓口に来られず、治療を諦める事例がある。地区担当員が被保護者宅に医療券を持参する場合、事務負担となり通常の支援の支障となる。 障がい等で管理能力に欠ける被保護者が多く、医療券を紛失する事例がある。この場合、医療券を再交付するが、被保護者の治療が遅れるほか、事務手続が増える。また、実際は紛失していないのに再交付すると、先に交付した医療券を対象者以外の者に使用させる等の悪用が、過去の類似の事例から懸念される。再交付の申出がないと、医療券を持参せず受診しようとして医療機関との間でトラブルとなり、医療機関から診療、医療費請求等の事務に遅延等の支障が生じるとの声がある。 今後、高齢世帯が増加する見込みであり、同じ理由による支障が多くなることが懸念される。 なお、各給付要否意見書及び診療依頼書の交付も同じ問題がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	117	03_医療・福祉	中核市	岐阜市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第24条、第25条、第26条、医療扶助運営要領、生活保護問答集	生活保護医療扶助変更等の決定に係る通知の一部廃止	生活保護法第24条から第26条までの規定による保護の決定の際、要保護者に対しその旨書面をもって通知するが、保護の変更(医療扶助運営要領第3(医療扶助実施方式)-2-(3)に規定する変更決定のうち、「指定医療機関の変更、入院と入院外の変更、介護老人保健施設から医科への変更、医科と歯科の変更、他法による負担の程度の変更、訪問看護の決定及び変更」及び医療扶助の廃止決定のうち、「治癒による廃止」については、書面による通知を不要とするよう改められたい。	【支障事例】 医療扶助の決定のうち、特に決定件数が多い種類の通知については、これが大量に被保護者に届くと、他扶助の通知と混同したり、医療扶助の廃止決定を保護の廃止決定と誤解する等、被保護者に混乱を来す懸念がある。 実施機関としても、医療扶助の決定件数は多く(医療券の交付ごとに一つの決定があったとすると、月10,000件程度)、その全てについて通知を行うことは、実施機関の事務負担が過大となるだけでなく、通知の印刷代、郵送代等の費用が多額となり財政面での負担が大きくなっている。 なお、本人支払額の変更等の本人の負担となる決定又は不利益となる決定については、被保護者が自身の権利利益を保全するためにも通知をすることが必要であると考えている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	118	03_医療・福祉	中核市	岐阜市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第63条	生活保護法第63条の規定による費用の返還方法の追加	生活保護法第63条(以下、本提案において「法」という。)の規定による費用返還について、法第78条の2の規定のように、被保護者の最低限度の生活を維持することができる範囲で、かつ、被保護者から保護金品の一部を返還金の納入に充てる旨の申出があるという要件のもと、当該申出に係る費用返還ができるよう規定を新設されたい。	【支障事例】 返還金を各月に分割して支払う被保護者の中には、病気が障がい等を抱えながら毎月金融機関等の窓口で支払うことは負担となるため、支給される保護金品から直接返還に充てたいとの希望が多くある。今後、高齢世帯が増加する見込みであることから、同様の理由による要望が多くなることが懸念される。 法第78条に規定する徴収金と比較し強制徴収性に違いはあるが、被保護者が保護金品の一部を返還金に充てる真摯な意思がある以上、返還金についても同様の方法を認められない根拠は乏しく、上述の申出のある被保護者に直接納入できない旨の説明ができない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	119	01_土地利用(農地除く)	中核市	岐阜市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市公園法第27条第3項	所有者を確知している放置自動車の早急な除却	都市公園法第27条第3項の規定により、所有者を確知していない放置自動車については、公園管理者自ら除却等することができる。しかし、所有者を確知している放置自動車については、行政代執行法に基づく手続を経なければ除却することができない。 そこで、個人の権利保護を十分考慮した一定の手続のもと、現行の行政代執行の手続によらず、かつ、早急に除却することができるよう求めるものである。	放置自動車の所有者を確知している場合、行政代執行を行う前提として、①行政指導等(所有者に対し放置自動車を除却するよう説得・指導)、②命令を行う前の所有者への弁明の機会の付与、③命令を行わなければならない、それにもかかわらず所有者が放置自動車の除却に応じないといった事例が多い。その後、④行政代執行を行うこととなるが、極めて長い期間を要する。また、行政代執行法第2条に規定される「著しく公益に反する」の解釈においては極めて限定的に解釈すべきとの意見もあり、行政代執行が事実上不可能な状況である。 現在、根気強く所有者を訪問し、除却・売却等の依頼を行っているが全く応じる気配はなく、放置自動車のガラス割れ、故障した部品が散在する等、公園利用者が怪我をすることがある。また、公園やまちの美観を損ねることから、市民からの苦情も多い。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
6【厚生労働省】 (9)生活保護法(昭25法144) (iii)費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権についての78条の2による被保護者の申出に基づく保護費からの徴収と同様にあらかじめ保護費と調整することについて、地方公共団体からの意見を踏まえ、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき、同法の施行後5年を目途として行われる生活保護制度の見直しの中で検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (ii)費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、被保護者の申出に基づき、あらかじめ保護費と調整することを可能とする。 [措置済み(生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号))]		【厚生労働省】「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の公布について(通知)(平成30年6月8付け子発0608第1号、社援発0608第1号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu1suchi.html#h28_118">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu1suchi.html#h28_118</a>	
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H28	120	08_消防・防災・安全	都道府県	岩手県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条、第7条 平成23年4月15日付事務連絡「『東日本大震災』による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取り扱いについて」	災害救助法に規定する救助の種類への「福祉」の追加	災害救助法第4条の救助の種類に「福祉(介護を含む。)」を、同法第7条の「救助に従事させることができるもの」に「福祉(介護)関係者(社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の専門職員)」を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要配慮者への福祉的支援(要配慮者に必要な支援の把握・調整、避難環境の整備・調整、介護、相談援助など)が、災害救助の基本施策の一つであることを明確化する。	【現状】 災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉(介護を含む)」に関する規定はなく、位置づけが不明確。 東日本大震災津波では県内福祉専門職能団体が行った要配慮者の支援のうち、避難所及び福祉避難所における活動と見なされたものは、避難所設営に係る経費として後付けて整理され、災害救助費から支弁された。 【支障事例】 災害時において、要配慮者に対する様々な福祉的支援が必要となるが、福祉・介護等専門職員による支援について、災害時の位置付けが不明確であることから、救助に必要な際に、都道府県知事が従事命令を行うことができず、適切な支援体制の確保が困難である。 【制度改正の必要性】 東日本大震災津波では被災者の避難所生活が長期間に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対応、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところ。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	121	08_消防・防災・安全	都道府県	岩手県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条、第7条 平成28年3月4日付事務連絡(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 ⑧災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業)	災害派遣福祉チームの制度化	災害時に避難所や福祉避難所において、要配慮者個々の状態に応じた介護など、緊急に必要な支援の把握・調整を行うとともに、要配慮者にとって良好な避難環境の整備・調整や介護、相談援助などを担う、福祉専門職員で構成する「災害派遣福祉チーム」を制度化し、その組成、研修、訓練等の災害福祉支援体制の整備をすすめ、都道府県の相互応援体制を構築するため、当該チームを派遣・調整する全国的なシステムを設ける。	【支障事例】 厚生労働省において平成26年度から「災害福祉広域ネットワーク構築支援事業」が創設され、一部の都道府県においては、体制整備が進められてきているものの、「災害派遣福祉チーム」を派遣・調整するシステムが存在しないため、被災県へのチーム派遣手順が不明確であるなど、都道府県の相互応援体制が構築されておらず、迅速にチーム派遣を行うことが困難。 熊本地震では、岩手県災害派遣福祉チームを熊本県に派遣したが、派遣・調整システムが存在しないため、直接、被災県と交渉せざるを得ず、チーム派遣まで相当の時間を要した。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	122	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第28条、第29条、第30条	認定こども園に関する情報提供等の権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)第28条から第30条に基づく情報の提供、変更の届出の受理、報告の徴収等について、認可、認定または届出の受理に係る権限を有する自治体等が行えるよう法令を改正する。	認定こども園法第28条から第30条の権限について、第19条の規定により、政令指定都市・中核市が幼保連携型認定こども園の認可等の権限を有するにも関わらず、市で変更届の受理などができないことになっている。 変更届の受理(第29条)や運営状況報告(第30条)は、全ての認定こども園において府に権限があり、政令市・中核市に所在する幼保連携型認定こども園においては、市が認可しているにも関わらず、変更届等は府に届け出ることになっている。 そのため、変更内容が市の認可基準に適合しているか確認できず違法状態が生まれる可能性があり、指導監査等他の事務への影響も大きい。 例えば、市が認可⇒事業者が変更届を府に提出⇒市が指導監査を実施 となった場合、市は変更届が出された事実をわからないまま指導監査を行うことになってしまう。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	123	01_土地利用(農地除く)	都道府県	宮城県、広島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令(昭和44年政令第11号)第2条	県が設置する都市計画審議会の委員の構成等の基準の見直し	都市計画法に基づき県が設置する都市計画審議会について、政令による委員の数、委員に就任できる役職等の基準の定めを撤廃し、地方の実情にあった審議会運営ができるようにすること	宮城県議会は、県の附属機関等に対する監視・調査機能を確保するため、議員がこれら委員へ就任しないこととしているが、この方針に抵触している。  本県では、審議会等の女性委員の比率を40%以上とする方針としているが、都市計画審議会については特に、政令で定める「都道府県の議会の議員」及び「市町村の議会の議長を代表する者」の女性割合が低く、結果として、女性委員の比率が低い状態となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	124	02_農業・農地	都道府県	宮城県、広島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年八月二十七日法律第七十九号)第22条 ○ 平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」第3条及び別表1	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく農林水産省の財産処分承認基準の見直し	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく農林水産省の財産処分承認基準において、目的外使用にあっては、生じる収益に国庫補助率を乗じた額を国庫納付することとし、不動産鑑定を要しないことを求めるもの。(財産処分承認基準における国庫納付額の算定方法を、国土交通省のものに合わせる)	【提案の背景】 農林水産省で定める適法に基づく財産処分承認基準において、財産処分当たっては、目的外使用の場合「残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額」、有償譲渡の場合は「譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額」に国庫補助率を乗じた金額の国庫納付が条件となっている。このうち「時価評価額」については、水産庁から「不動産鑑定による評価額等により時価評価額を算定すること」指導されているところだが、その場合には数万円の国庫返納のために十数万円～数十万円の不動産鑑定料が発生することになり、不動産鑑定料の予算措置は大きな負担となっている。 【具体的な支障事例】 港湾修築事業において、国土交通省が施工する一級河川北上川水系北北上川河口部改修工事業により、河川堤防が築堤整備されることに伴い、財産処分を受けて、国庫補助金相当分を国庫納付した後、当該河川堤防の事業用地となる当該漁港施設の一部を施工者へ有償譲渡を行ったが、国庫返還額が約50,000円だったにもかかわらず、不動産鑑定による時価評価額を算定するため、公共事業に係る不動産鑑定報酬基準に則り、145,000円の不動産鑑定料が発生したものである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【内閣府(1)】【厚生労働省(2)】 災害救助法(昭22法118) (i)高齢者や障害者等の避難所における生活の面で特別の配慮が必要とされる要配慮者に対する災害時の対応として、既存のバリアフリー化された建物を活用した福祉避難所を設置すること、各福祉制度におけるサービスの提供等につき、柔軟な取扱いが可能であること及び過去の災害において要配慮者への対応として行われた特例的な支援について、地方公共団体に全国会議等を通じて平成29年中に周知する。</p>					
<p>6【内閣府(1)】【厚生労働省(2)】 災害救助法(昭22法118) (ii)災害時の要配慮者に対する福祉的支援については、災害の状況や被災地のニーズを踏まえつつ、広域的な福祉・介護人材の応援派遣の調整等必要な支援を適切に行う。また、引き続き、災害福祉広域ネットワークの構築支援事業による都道府県単位での体制づくりを推進するとともに、先駆的な地方公共団体における実践の内容や課題等を把握し、全国会議等を通じて平成29年中に関係者間で幅広く共有及び周知するなど、全国的な災害福祉支援体制の構築に努める。</p>					
<p>5【内閣府(2)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(4)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (i)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条)  (ii)以下に掲げる事務・権限については、指定都市及び中核市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園の報告の徴収等(30条)</p>					
—	—	—	—	—	—
<p>6【農林水産省】 (15)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 (i)財産処分承認基準における国庫納付額の算定方法については、時価評価額が不動産鑑定料を明らかに下回ることが想定される場合には、不動産鑑定を行わずに残存簿価又は譲渡契約額を基に国庫納付額を算定できるよう検討し、地方公共団体に平成28年度中に具体的な算定方法を通知する。</p>			<p>【農林水産省】補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準(についての一部改正について(平成29年3月31日付け大臣官房参事官(経理)通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_124">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_124</a></p>	



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H28	125	02_農業・農地	都道府県	宮城県、広島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱 6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について	6次産業化ネットワーク活動交付金の運用改善	6次産業化ネットワーク活動交付金の配分については、県又は戦略策定市町村に対し、その結果だけではなく、特に不採択の場合の理由や要望額配分の過程のほか、選考の過程で指摘があった事業実施計画の課題や改善点等について、地方農政局等を通じ、個別に伝達する場を設定すること さらに、「不採択の理由や要望額配分の過程等について、都道府県や戦略策定市町村と共有を図る」等の文言を「6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について」に追記する等、明文化すること	県では、「6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について」に基づき、各事業実施主体から提出された事業実施計画に対し採点を行った上で、国へ提出しているが、その後は例年年度末に採択結果を通知されるのみであり、採択の過程や不採択の理由等の説明が行われることはない。 このことから、県は不採択になった事業者への説明に苦慮しているほか、事業実施計画への十分なフォローができないため、業務への支障が生じている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html</a>
H28	126	02_農業・農地	都道府県	宮城県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	産地パワーアップ事業実施要綱・実施要領	産地パワーアップ事業について地域の特性に応じた弾力的な運用	産地パワーアップ事業について、地域の実情を踏まえ作物別・地域別や、産地の発展段階(これから産地化を目指す地区、既に産地化されているが更なる強化を図る地区など)に応じた成果目標を設定できるよう、弾力的な運用をすること	産地パワーアップ事業は各地域の特性に応じ創意工夫により産地にイノベーションを起こす事業であるにもかかわらず、実際には事業の大枠は既存事業「強い農業づくり交付金」の準用となっている。 現行では、全国一律に「コスト低減10%」「販売額増加10%」「契約販売の増加」といった成果目標等の基準が設定されているが、これらの目標は、水稲・麦・大豆等収益改善に向けた取組が相当程度進行している作物や地域、また、地域の担い手である大規模農家であっては実現が極めて難しい目標であるため、事業を実施することができず、地域の特徴や強みを十分引き出せる仕組みとなっていない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka_vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka_vosan.html</a>
H28	127	02_農業・農地	都道府県	宮城県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	産地パワーアップ事業実施要綱・実施要領	産地パワーアップ事業について事業実施主体の市町村等への拡大	産地パワーアップ事業について、市町村等が主体性を持って事業に取り組むことができるよう、実施要綱・要領等に市町村等が事業実施主体となることを明記すること	産地パワーアップ事業は産地の収益性向上を図るため地域一丸となった取組を後押しする事業であり、事業の主旨の周知や成果目標の設定の検討、計画の取りまとめなど地域段階での取組が要となる事業である。  しかしながら、当事業の実施主体は都道府県のみとなり、市町村によっては、要綱・要領に明記されていないことなどを理由として、消極的な関与を固持するところがあり、地域を巻き込んだ事業の推進に苦慮しているところである。  本来、「産地の育成」は、JAや市町村、県がそれぞれ蓄積しているノウハウを持ち寄り、また必要に応じて新たな情報や技術を導入しながら進めていくべきであるが、その姿にはほど遠い現状である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka_vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka_vosan.html</a>
H28	128	02_農業・農地	都道府県	宮城県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	産地パワーアップ事業実施要綱・実施要領、強い農業づくり交付金実施要綱・実施要領、農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要綱・実施要領	TPP関連対策に係る補助事業の一元化	TPP関連対策に係る国庫補助事業について、これまで予算措置された事業(産地パワーアップ事業、強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業等)を一元化するとともに、今後予算措置される事業においても一元化するよう努めること	TPP関連対策として多数の補助事業(産地パワーアップ事業、強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業等)が予算措置されたところであるが、これらは強い農業づくり交付金をベースに組み立てられた事業であり、対象施設や上限事業費など重複している部分が多い。 それにもかかわらず、それぞれが単独の事業であるため、事業毎に県独自の実施要領や交付要綱を制定する必要があり、事業を始めるまでに相当の時間と労力を要し、著しく非効率である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka_vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka_vosan.html</a>
H28	129	09_土木・建築	都道府県	熊本県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱	がけ地近接等危険住宅移転事業の対象要件の緩和	社会資本整備総合交付金のうちがけ地近接等危険住宅移転事業の建設助成費について、対象が「危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む)」となり、中古住宅(空家等)を購入してリフォームする場合も交付対象となるよう要件の緩和を求める。	<b>【支障事例】</b> 当該事業については、平成27年度から中古住宅に関連した相談を受けるようになってきている。 加えて、先般の熊本地震により、がけ地等の危険区域からの移転を考える住民は増えると思われるため、行政としても何らかの支援する取組が必要と感じているところである。 現在、中古住宅(空家等)の所有者が自らリフォームをして、売りに出すことはほとんどない状況であるため、中古住宅(空家等)を購入してリフォームする場合も当該事業の対象とすることで、中古住宅(空家等)の活用を促進できると考える。 その場合の費用については、現行制度と同様の上限額とするなど、一定の制限を加えることで交付対象とすることは可能と考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka_vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka_vosan.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H28	130	11_その他	都道府県	熊本県	消費者庁	B 地方に対する規制緩和	地方消費者行政推進事業実施要領	地方消費者行政交付金に係る事業開始期限及び活用期間の延長	地方消費者行政推進事業実施要領に定める地方消費者行政推進交付金の活用については、平成29年度末までの事業開始が要件となっていることや、各事業ともそれぞれ活用期間が定められている(事業メニュー7.消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務を除く)ことから、事業の開始期限及び活用期間の延長を求める。	【支障事例】 1 相談窓口で専門相談員が配置されていない自治体が平成28年3月現在で8町村あり、今後、相談機能体制の充実を図るべく相談員の配置を進めて行く必要があるが、相談員となる人材が、特に地方では著しく不足していることから配置できない状況にあり、当該交付金事業の開始期限である平成29年度までに相談員配置が間に合わない公算が大きい。 単独による相談員配置が現状では困難として広域連携を模索する自治体もあるが、自治体相互間の調整等に時間を要しており、相談員配置の見込みはたっていない。 2 相談員配置が進まない理由として、自治体の財政事情による部分も少なくなく、財政力指数が0.1~0.2台と財源の乏しい、財政力の弱さも挙げられる。当該交付金事業の活用期間はメニュー毎に設定されているが、この活用期間終了後は一律にすべて相談員の人件費等を自主財源で賄わなければならないが、このことが一部の自治体における相談員の常設等の動きを鈍くしている一因となっている。終期の設定により、消費者行政に係る経費の中長期的な見通しを立てることができず、相談員の配置といった持続的な体制を見据えた取組に慎重となっている姿勢が見られる。 また、既に相談員を設置している自治体であっても、今後複雑、多様化する消費生活相談に対応していくためには相談員のレベルアップは欠かせず、最新情報の収集など定期的に知識を蓄えていく必要があるが、交付金活用期間終了後において、昨今の自治体の厳しい財政状況下にあつては自主財源の確保が容易ならざる状況も想定される。このため、相談員の専門性の維持・確保が困難となる等、質の低下を招き、相談窓口業務の後退につながるおそれがある。	—
H28	131	11_その他	都道府県	青森県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方独立行政法人法第8条第2項、地方独立行政法人法施行令第2条3号、地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令等の公布及び施行について(通知)記第2第2項(平成25年10月17日付け総行第22号)	地方独立行政法人の「出資等に係る不要財産」及び「重要な財産」に当たらない出資財産の処分に係る定款変更の手続きの簡略化	地方独立行政法人法(以下、「法」という)第42条の2に基づく「出資等に係る不要財産」及び第44条に基づく「重要な財産」に当たらない出資財産の処分の変更については、法第8条第2項「政令で定める軽微なもの」に規定するか、地方独立行政法人法施行令第2条第3号で規定する「総務大臣の指定する事項」としていただきたい。	【制度改正の必要性】 本県が設立した地方独立行政法人青森県産業技術センター(以下、「法人」という。)では、近年、県が現物出資した財産の処分が毎年発生する状況となっている。これまでの処分は全て、地方独立行政法人法第42条の2に基づく「出資等に係る不要財産」及び第44条の「条例で定める重要な財産」に当たらない出資財産の処分であり、処分に当たり議決は不要であったが、そのような財産でも法第8条第1項第9号の「資本金、出資及び資産に関する事項」として定款に定められていたことから、その変更には第8条第2項の定款の変更手続きが必要となった。今後も同様の処分が発生すると考えられ、この場合、財産処分の規模の大小や法人の経営に与える影響の多寡にかかわらず、財産の処分に係る定款の変更をするためには、全て、県議会の議決を経た上で総務大臣の認可を受ける手続きをすることとなり、円滑な業務運営の支障となっている。 【支障事例】 法人が、本県から出資を受けた土地の一部を平成26年11月に国土交通省に売却し、定款を変更することとなり、平成27年7月にこの変更を総務大臣から認可された。また、同様に、法人が本県から出資を受けた土地の一部及び船舶を平成27年10月(船舶)と11月(土地の一部)に民間会社に売却し、定款を変更することとなり、現在この変更認可を総務大臣に申請している。これらの財産は、「出資等に係る不要財産」及び「重要な財産」にあたらぬ出資財産であるが、処分に当たり定款の変更手続きが必要となり、総務省との事前協議、県議会上程議案の協議、議会対応と議決、認可申請といった多くの期間と事務が生じている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html</a>
H28	132	06_環境・衛生	都道府県	山梨県	環境省	B 地方に対する規制緩和	産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果に係る情報の提供について(H20.6.27環境省大臣官房産業廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課依頼通知)	産業廃棄物管理票交付状況等報告書の情報提供の廃止	環境省の依頼通知により行っている「産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果に係る情報の提供」を廃止すること	【提案の経緯】 産業廃棄物の排出事業者は、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により最終処分まで責任を負っている。 また、排出事業者(産業廃棄物管理票交付者)は、同法第12条の3第7項の規定により、毎年度、管理票に関する報告書を都道府県知事に報告する義務がある。 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律上は、都道府県知事から環境大臣への当該報告書の報告・届出義務はないが、環境省の依頼通知に基づき、毎年度、県に提出される報告書(約2,600件)を集計し、環境省に報告している。 【具体的支障事例】 管理票に関する報告書を集計するために、毎年度、臨時職員を雇用(2カ月間)して業務を行っており事務コストを要している。 【制度改正の必要性】 県として、管理票に関する報告書を集計することに実益はないことから、本報告については廃止してもらいたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html</a>
H28	133	02_農業・農地	都道府県	山梨県	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	農村地域工業等導入促進法	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する、農村地域に導入する工業等の業種について、社会経済情勢や地域の実情に応じて弾力的に運用できるようにすること	【提案の背景】 農工法第2条第2項は、農工団地に進出できる工業等の業種を工業(製造業)、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業に限定されている。 本県では、農工法に基づき、県が4計画、市町村が19計画を策定し、農工団地58団地、511haを造成し、141社の企業が操業しているが、造成したものの企業立地が進んでいない面積が約28haあり、また、計画上は、農工団地を造成することとなっているが、立地を希望する企業がないことから、未整備の団地が7団地、31haある。 【具体的支障事例】 地域再生法の改正により、整備後5年以上工場等用に供されていない遊休工場用地については、特例により農工法第2条第2項で定める業種以外の産業用に供することができるようになったが、未整備地や整備後5年未満の工場用地についてはその特例が適用されない。 本県においては、実際に昨年度に農工団地への参入を希望した業者は6業者があったが、農工法で定める業種ではないため、また、整備後あるいは工場撤退後5年未満の用地であったため、地域再生法の特例を受けられず、工場立地を断念し、結果、遊休工場用地の解消に至らなかった例がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
6【環境省】 (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (ii) 産業廃棄物管理票交付状況等報告書(12条の3第7項)については、「循環利用量調査改善検討会」における当該集計結果に基づく統計データの更なる活用の可能性を含めた検討等を踏まえ、国からの依頼に基づき都道府県が行っている当該集計結果に係る情報提供の今後の在り方を、都道府県の意見を聴取した上で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。			【環境省】産業廃棄物管理票交付等状況報告書の統一等について(通知)(平成29年3月31日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu1suchi.html#h28_132">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu1suchi.html#h28_132</a>	
6【厚生労働省(15)】【農林水産省(7)】【経済産業省(5)】【国土交通省(11)】 農村地域工業等導入促進法(昭46法112) 工業等(2条2項)の業種については、対象を拡大する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H28	134	01_土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、中国地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	半島振興法第3条第1項	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。  【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	135	01_土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、中国地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	離島振興法第4条第10項、第11項	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。  【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【総務省(6)】【文部科学省(4)】【厚生労働省(16)】【農林水産省(10)】【経済産業省(6)】【国土交通省(15)】【環境省(6)】 半島振興法(昭60法63) 半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするとともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。					
6【総務省(5)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(10)】【農林水産省(5)】【経済産業省(3)】【国土交通省(5)】【環境省(2)】 離島振興法(昭28法72) 離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。	—	改正離島振興法の成立に伴う新たな離島振興計画策定について、時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事務の簡素化に資するため、以下の措置を講じた。 ・離島活性化交付金事業に係る事業の経過措置について改正離島振興法に規定された。 ・令和4年11月25日に開催した離島関係都道府県連絡会において、離島振興計画策定に関する説明を行った。 ・離島振興計画に記載する産業振興促進事項について、Q&A形式で周知した。	【国土交通省】離島振興法改正に係る離島関係都道府県連絡会資料 【国土交通省】産業振興促進事項Q&A	<a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2016/h28h-suchi.html#h28_135">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2016/h28h-suchi.html#h28_135</a>	総務省地域力創造グループ地域振興室 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 厚生労働省政策統括官(総合政策担当)付政策統括室 農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課 経済産業省地域経済産業グループ地域産業基盤整備課 国土交通省国土政策局離島振興課 環境省自然環境局総務課



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H28	136	11_その他	都道府県	山口県、中国地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項、 中小漁業融資保証法第4条	沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸融資方式の追加、転貸融資の場合の機関保証の対象化	沿岸漁業改善資金の貸付において、都道府県の直接貸付制度に加え、漁協等の金融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする。	<p><b>【制度の概要】</b> 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、国の助成を受けて都道府県の特別会計に資金を造成し、漁業従事者等に貸付を行う制度である。なお、山口県では当資金の貸付原資については、平成11年度以降追加造成することなく、自己回転により事業を実施している。</p> <p><b>【具体的な支障事例】</b> この貸付は、都道府県が直接貸付を行う制度となっており、漁業信用基金協会の保証を受けることができない。貸付に当たっては、担保又は連帯保証人の徴求が義務付けられているが、山口県では担保対象物件の評価や管理、また財産処分等の手続きが容易ではないこと等から、連帯保証人の徴求を原則として運用している。</p> <p>近年漁業者が中古船やレーダー等の購入のために当資金の利用を検討していたが、連帯保証人の確保の見込みが立たず、利用を断念した事例等がある。今後、民法が改正され、債務保証の要件が厳格化されれば、今以上に連帯保証人の確保が困難になると見込まれる。</p> <p><b>【制度改正の必要性】</b> 新規漁業就業者の確保・定着がより促進されるよう、資金調達手段の多様化を図るとともに、保証人の確保が困難なため当資金を利用できない漁業者への対策を講じる必要がある。</p> <p><b>【参考】</b> なお、旧農業改良資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直貸方式に、金融機関等による転貸融資方式が追加されるとともに、機関保証を利用できることとされている。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【農林水産省】 (9) 沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25) (i) 沿岸漁業改善資金については、物的担保の活用状況の実態や物的担保が活用されにくい理由等について都道府県に対する調査を平成28年度中に行い、その結果を踏まえ、活用事例を都道府県へ情報提供するなどの物的担保の活用による同資金の利用促進に資する措置を平成29年中に講ずる。 (ii) 沿岸漁業改善資金の貸付方法については、上記調査結果及び同資金の利用促進に資する措置の状況を踏まえ、転貸融資方式の導入等を含め、更なる利用促進に向けた検討を行い、平成32年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt; 令2 &gt; 5【農林水産省】 (8) 中小漁業融資保証法(昭27法346)及び沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25) 沿岸漁業改善資金の貸付けについては、同資金の更なる利用促進に資するよう、都道府県が転貸融資方式を導入することを可能とするとともに、転貸融資方式により貸付けを受ける者が負担する債務について漁業信用基金協会が保証を行うことを可能とする。</p>	<p>(i) 平成29年3月10日に水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班と内閣府地方分権改革推進室の連名にて都道府県に対し、沿岸漁業改善資金の利用状況等についての調査依頼の事務連絡を发出。また、利用状況調査の回答結果を取りまとめ、平成29年12月5日に水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班と内閣府地方分権改革推進室の連名にて都道府県に対し、物的担保の活用事例等について情報提供を行い利用の促進を図った。 (ii) 平成29年12月5日の事務連絡发出後の物的担保の活用状況等を把握するため、令和元年7月3日に水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班から都道府県に対し、フォローアップ調査依頼の事務連絡を发出した。フォローアップ調査の結果のとりまとめを行い、令和2年3月に都道府県に対しとりまとめ結果について情報提供を行った。 令和2年8月5日開催の地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会での議論を踏まえ、令和2年8月31日に、水産庁増殖推進部研究指導課、水産庁漁政部水産経営課及び内閣府地方分権改革推進室の連名にて、都道府県に対し、沿岸漁業改善資金に係る転貸融資方式の導入に関する調査依頼の事務連絡を发出した。 令和2年12月18日「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「沿岸漁業改善資金の貸付けについては、同資金の更なる利用促進に資するよう、都道府県が転貸融資方式を導入することを可能とするとともに、転貸融資方式により貸付けを受ける者が負担する債務について漁業信用基金協会が保証を行うことを可能とする。」旨を閣議決定した。 中小漁業融資保証法及び沿岸漁業改善資金助成法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」(第11次地方分権一括法案)を第204回国会に提出、令和3年5月19日成立。 令和3年8月5日に「沿岸漁業改善資金助成法施行令等の一部を改正する政令」を閣議決定。令和3年8月6日公布。令和3年10月20日に「沿岸漁業改善資金助成法施行規則等の一部を改正する政令」及び令和3年10月29日に「農商工等連携事業計画の認定等に関する命令の一部を改正する命令」を公布。 令和4年2月8日に各都道府県沿岸漁業改善資金担当者及び中小漁業融資保証担当者を対象に第11次地方分権一括法による沿岸漁業改善資金制度及び中小漁業融資保証制度の一部改正に伴う説明会を実施。令和4年3月4日に「沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件」及び「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件」を公布。令和4年3月8日に「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」(農林水産事務次官依命通知)、「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」(水産庁長官通知)、「沿岸漁業改善資金助成法の施行について」(農林水産事務次官依命通知)、「沿岸漁業改善資金助成法の運営について」(水産庁長官通知)の一部改正を通知。</p>	<p>&lt; 平28対応方針 (i) &gt; 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針を受けた沿岸漁業改善資金に係る物的担保の活用状況等に関する情報提供について(平成29年12月5日付け水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班・内閣府地方分権改革推進室事務連絡)  &lt; 令2対応方針 (ii) &gt; 【農林水産省】沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和4年3月4日付け農林水産省告示第535号) 【農林水産省】中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和4年3月4日付け農林水産省告示第536号) 【農林水産省】「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」の一部改正について(令和4年3月8日付け3水推第1459号農林水産事務次官依命通知) 【農林水産省】「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」の一部改正について(令和4年3月8日付け3水推第1460号水産庁長官通知) 【農林水産省】「沿岸漁業改善資金助成法の施行について」の一部改正について(令和4年3月8日付け3水推第1463号農林水産事務次官依命通知) 【農林水産省】「沿岸漁業改善資金助成法の運営について」の一部改正について(令和4年3月8日付け3水推第1464号水産庁長官通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu_suchi.htm#h28_136">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu_suchi.htm#h28_136</a></p>	<p>水産庁増殖推進部研究指導課</p>



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H28	137	10_運輸・交通	都道府県	鳥取県、中国地方知事会、兵庫県、和歌山県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	旅行業法施行規則第1条の2第3号	第3種旅行業が取り扱う募集型企画旅行の実施区域の拡大	現行の第3種旅行業では、募集型企画旅行の実施区域は、営業所が所在する市町村と隣接する市町村等の区域だが、これを隣接都道府県まで拡大する。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>観光による地方創生を進め、旅行者の広域化・多様化するニーズに応えるためには、地域の観光資源を基にした旅行商品や多様な広域観光周遊ルートを設定することが必要であり、地域の観光資源を熟知した地元の中小旅行者による募集型企画旅行の創出を促進することが必要。</p> <p>県内の中小旅行者は第3種旅行者である場合が多いが、第3種旅行者による募集型企画旅行の実施区域は、旅行業法施行規則第1条の2により、営業所の存する市町村及び隣接する市町村に限定されている。広域周遊旅行に取り組みたいとの思いがあっても、国内の募集型企画旅行を実施範囲とする第2種旅行者への登録変更は、営業保証金や基準資産の面で負担が大きい。</p> <p>【支障事例】</p> <p>本県では、関西広域観光周遊ルート「美の伝説」や山陰広域観光周遊ルートの提案により、観光地をネットワーク化し、エリアへの誘客とエリア内での滞在時間延長を進めることとしているが、第3種旅行者では、隠岐ジオパーク(島根県)、山陰海岸ジオパーク(兵庫県、京都府)等を素材とした広域圏の商品作成ができない。</p> <p>現在、鳥取県東部(鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町)及び兵庫県北但西部(香美町、新温泉町)においては、日本版DMO候補法人に登録された鳥取・因幡観光ネットワーク協議会を中心に広域連携が検討されている。同協議会の構成団体である鳥取市観光コンベンション協会が第3種旅行業の登録を行っているが、同協会が所在する鳥取市は香美町と隣接していないため、香美町が実施区域外となる。市町村の位置関係によって、連携市町村の全地域を含む旅行商品の作成ができない事例が発生することは不合理である。</p> <p>【規制緩和を行った場合の懸念】</p> <p>実施区域の拡大により、事業者の弁済能力の範囲を超えるおそれがあり、消費者保護が図られないとの指摘が想定されるが、第3種旅行者であっても、受注型企画旅行等において既に他都道府県における実績があり、旅行先に対する知識・経験等は第2種旅行者と同様に有している場合も多く、隣接都道府県における旅行であっても各地域の事業者と連携を図ることができる。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	138	02_農業・農地	都道府県	鳥取県、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県、京都市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(別記1)第5 1(1)オ及び(4)イ(ウ)	新規就農者の拡大支援(青年就農給付金準備型の要件緩和)	親元就農者が就農後5年以内に農地等の所有権移転をしながらも農業経営主、かつ認定農業者になれば、給付金の返還は不要とする。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>親元就農者が青年就農給付金(準備型)の給付を受けた場合、就農後5年以内に経営を継承しなかった場合(農業経営が法人化されている場合は農業法人の共同経営者にならない場合)は給付金の全額を返還することが求められている。</p> <p>経営の継承はすべての農地等の名義変更(所有権移転)が必要となっており、また、新規学卒者等、若年層の者が親元就農する場合はその親等は現役世代が中心であるため、親元就農者の速やかな(5年以内)の経営の継承は非現実的であり、利用しづらい制度となっている。</p> <p>【具体的な支障事例】</p> <p>準備型の給付を受けながら農業大学校で研修を実施したかったものの、親が現役世代(40歳代)であったために、親元就農後5年以内の経営継承は困難と判断し、準備型の受給を断念した事例がある。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka-vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka-vosan.html</a>
H28	139	02_農業・農地	都道府県	鳥取県、関西広域連合、滋賀県、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県、京都市、堺市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(別記1)第5 2(1)イ(ア)及び(4)ウ	新規就農者の拡大支援(青年就農給付金経営開始型の要件緩和)	親族から貸借した農地が、給付期間中に所有権移転や第三者からの貸借等により給付対象者の経営面積の1/2未満になれば、給付金の返還は不要とする。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>青年就農給付金(経営開始型)の給付要件として、「(受給開始時に)親族から貸借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること」及びその場合に「給付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合は給付金の全額を返還する。」こととされ、給付期間中に親族から貸借した農地のすべてについて所有権移転することが求められている。</p> <p>本事業の趣旨が、「リスクを負って経営する独立・自営就農者を支援する」ことであるとしても、「親族から貸借した農地が主である場合」にその親族から貸借した農地のすべてについて所有権移転を求める必要はない。現に、親族から貸借した農地がわずかな差で「主でない」場合は、親族から貸借した農地の所有権移転は求められておらず、制度上、不公平が生ずる。</p> <p>親元就農の場合、農地の所有権移転について相続問題が発生することが危惧され、現行制度上、すべての所有権移転を確約できずに給付申請を断念する場合も考えられ、利用しづらい制度となっている。</p> <p>【具体的な支障事例】</p> <p>例えば、祖父の農地を借りて経営を開始していたが、祖父の兄弟や子供等、農地の相続対象者が多く、祖父も所有権を移転することにまだ抵抗があったことから、給付期間中の所有権移転は困難と判断し、申請を断念した事例など、農地要件がネックとなって、経営開始型の受給を断念した事例がある。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka-vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka-vosan.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【国土交通省】  (4) 旅行業法(昭27法239)  (iii) 第三種旅行業の募集型企画旅行及び地域限定旅行業の業務範囲(施行規則1条の2)については、現在、営業所の存する市町村とその隣接市町村に限られているが、着地型旅行商品に対するニーズの高まりを踏まえた旅行業法の見直しに合わせて、地域の観光実態等を踏まえたものとなるよう、必要な措置を講ずる。</p>	-		【国土交通省】観光庁告示第9号(平成30年3月29日号外第69号)	<a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_137">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_137</a>	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H28	140	04_雇用・労働	都道府県	鳥取県、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護給付費等の支給決定について(平成19年3月23日付障発第0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日付障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知) 就労継続支援A型事業所に対する特定求職者雇用開発助成金の支給について(平成27年10月13日付職雇企発1013第2号厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課長通知)	就労継続支援A型事業における暫定支給決定を要しない場合の基準の明確化及び同事業における特定求職者雇用開発助成金の支給のあり方の見直し	就労継続支援A型事業について、暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等のアセスメントが既に行われていると市町村が認めるときは、暫定支給決定は要しないこととされているが、その基準が具体的に示されていないため国の責任において明確にすること。 また、障がい者を雇用する就労継続支援A型事業所が、暫定支給決定期間経過後に継続雇用を決定した場合、特定求職者雇用開発助成金の支給対象とならない取扱いになっていることから、その見直しを行うこと。	【制度改正の必要性】 国は、就労継続支援事業について、地方自治法に基づく技術的助言により、原則、暫定支給決定を行うよう市町村に求めており、例外として、暫定支給決定中に行うアセスメントと同等のアセスメントが既に行われていると市町村が認めるときは、暫定支給決定を要しないとしている。しかし、暫定支給決定の実施は義務ではなく市町村判断とし、暫定支給決定を要しない場合の基準が定められておらず、市町村における実務において、混乱が生じている。 その一因として、就労継続支援A型事業(以下「A型事業」という。)所に対する特定求職者雇用開発助成金(以下「特開金」という。)の支給の取扱いが指摘されており、暫定支給決定の有無が特開金の支給の可否に繋がることから、A型事業所からは「暫定支給決定をしなくてもよいのでは」という声もきかれ、事業所の理解と協力が得られにくいところ。 障がい者福祉の観点から技術的助言として暫定支給決定が推奨されている一方で、雇用施策では不利に取り扱われるアンバランスな運用となっている上、暫定支給決定期間の経過後に継続して雇用しても特開金の対象外とする現在の運用は、暫定支給決定に対する市町村の方針に影響を与えかねず、また、より適切なサービス提供を求める障がい者本人の本来確保されるべき利益を損なうことにも繋がりがかねない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html</a>
H28	141	06_環境・衛生	一般市	滑川市	経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	砂利採取法第37条第1項	県等が所管する砂利採取法に基づく権限のうち、砂利採取計画の認可事務等について、市町村が関与する機会を拡大するよう求めるもの。	同法第37条第1項に基づく市町村長の要請について、現行では「砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるとき」のみ、「都道府県知事、指定都市の長又は河川管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる」が、地下水源の汚染や涵養の喪失、地下水脈の破壊、地盤の軟弱化、土地の資産価値低下といった、いわゆる災害とは別の悪影響が予見される場合においても、市町村長の要請を認める文言に改めるなどし、地域の実情を勘案・反映させるもの。	当市は、立山連峰から富山湾に注ぐ早月川の豊富な清流や扇状地に出る湧水、地下水等の恵まれた水資源が、水道水源や工業・農業用水として市民生活や産業を支え、特別天然記念物ホタルイカ群遊海面など地域固有の景観や大地の形成に寄与している。 ところが近年、貴重な地下水源を涵養する田畑で、業者による大規模な砂利採取が相次ぎ、良好な水資源保全への障害や、宅地化、企業誘致等の土地利用の幅が狭まるなど悪影響が生じている。採取認可を受けた場所で、地下水が溢れだす被害も出ている。埋め戻し作業の不徹底による地盤の軟弱化や、汚染した土壌を使った埋戻しによる地下水汚染や健康被害等の懸念も伴う。(県内231カ所中143カ所を対象にした県のボーリング調査によると、約半分で深堀や異物混入等の不適切処理があり、このうち、滑川市内32カ所での不適切処理の割合は8割以上だった。) 砂利採取法(第36条第4項)では、採取業者から砂利採取計画の認可(変更含む)の申請があった時及び採取業者に認可または不認可の処分をした時には、都道府県知事から関係市町村にその旨を通報する義務があるが、市町村は通報を受けても、県に対する必要な措置の要請が可能なのは、同法第37条第1項に基づく「災害が発生するおそれがあると認めるとき」のみであり、その他の理由では、市町村が関与して地域の実情を勘案・反映する余地がない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html</a>
H28	142	03_医療・福祉	中核市	宇都宮市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条 等	「幼保連携型」以外の認定こども園に係る「認定」権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲	「幼保連携型」以外の認定こども園に係る「認定」権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。	【背景】 「幼保連携型」認定こども園の「認可」権限は中核市に付与されているが、他の類型の認定こども園(「幼稚園型」、「保育所型」及び「地方裁量型」)に係る「認定」権限は、都道府県に存置されている。 一方、施設型給付費の支給に係る施設としての「確認」の権限は、いずれの類型においても市町村が有している。 【支障事例】 このことにより、中核市の域内に「幼保連携型」以外の認定こども園を設置する事業者は、都道府県と中核市の両方で手続をとる必要があり、煩雑である。 また、中核市は、「幼保連携型」以外の認定こども園の開設までのスケジュール管理ができず、例えば、年度の終盤に翌年度4月の開設が決まった施設については、市民への周知期間を十分に確保することができないことから、市民の選択の幅を狭めてしまうなど、適切な教育・保育サービスの提供に支障が生じている。 また、「子ども・子育て支援新制度」が施行され、市町村は、法定計画として「市町村子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度末に策定し、制度の実施主体として、地域における教育・保育ニーズに応じた供給体制の確保に取り組んでいるところであり、確保策の一つとして、認定こども園への移行について積極的に働きかけているが、中核市には「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限がないため、認定申請手続きを進めていく中で、最終的な認定の可否等については確実な判断を示すことができないことがあるなど、地域の実情に応じた確保策を進めていくには、限界があるほか、事業者の利用定員の設定に対し、直接意見を述べるできないなど、計画的な供給体制の確保に支障が生じている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html</a>
H28	143	03_医療・福祉	中核市	宇都宮市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	子ども・子育て支援法第27条～第30条 施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日 府政共生第349号・26文科初第1463号・雇発第0331第10号)	施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲	施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。	【背景】 国通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」において、「処遇改善等加算の加算率の認定は、その施設・事業所を管轄する市町村が取りまとめた上で、都道府県知事が行うこと」とされているが、「子ども・子育て支援新制度」の施行(平成27年4月)前は、当該認定に関する権限についても、中核市が有していた。 【支障事例】 当該権限が都道府県に移行したことにより、新制度施行前と比較し、加算率の認定までに、相対的に多くの期間を要している状況であり、年度当初から加算率の認定までの期間は、概算による給付で対応している中、概算給付とせざるを得ない期間が、以前よりも長期化している。 施設・事業所の中には、概算給付の期間中は、保育士等に対する加算分の賃金の支払いを留保しているところもあり、当該施設・事業所に勤務する保育士等に対する賃金支払いにこれまで以上の遅れが生じている。 なお、市町村において審査等の作業を早期に実施したとしても、認定に係るスケジュールは都道府県に従わざるを得ない状況である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p><b>6【厚生労働省】</b>  (30)特定求職者雇用開発助成金  特定求職者雇用開発助成金については、就労継続支援A型事業における暫定支給決定を受けた障害者を雇い入れた事業所のうち、暫定支給決定期間終了後に、当該障害者を引き続き適切に継続して雇用するものについても助成の対象とできるよう、「雇用関係助成金支給要領」(平25厚生労働省職業安定局)を平成28年中に改正する。あわせて、改正後の取扱いを、都道府県労働局に平成28年中に通知する。  [措置済み(平成28年12月5日付け厚生労働省職業安定局通知、平成28年12月5日付け厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課通知)]</p>			<p><b>【厚生労働省】</b>雇用安定事業の実施について(平成28年12月5日付け厚生労働省職業安定局長通知)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_140">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_140</a>	
<p><b>6【経済産業省(4)】【国土交通省(9)】</b>  砂利採取法(昭43法74)  (イ)市町村長が砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときに実施できる都道府県知事等への要請(37条1項)については、水質汚濁等の被害のおそれがある場合も実施可能であることを含め、当該要請が実施可能な場合の考え方を明確化するため、都道府県、指定都市等に平成28年中に通知する。  [措置済み(平成28年11月15日付け経済産業省製造産業局素材産業課、国土交通省水管理・国土保全局水政課通知)]</p>			<p><b>【経済産業省】【国土交通省】</b>砂利採取法第37条第1項の解釈について(平成28年11月15日付け経済産業省製造産業局素材産業課長、国土交通省水管理・国土保全局水政課長事務連絡)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_141">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_141</a>	
<p><b>5【内閣府(2)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(4)】</b>  就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)  (イ)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。  ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項)  ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定の審査(3条5項)  ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項)  ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園を設置した場合の公示(3条9項)  ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定の取消し及びその公表(7条)  ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条)  ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の変更の届出等(29条)  ・幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の報告の徴収等(30条)</p>					
<p><b>5【内閣府(3)】【文部科学省(2)】【厚生労働省(5)】</b>  子ども・子育て支援法(平24法65)  施設型給付費等に係る処遇改善等加算の加算率の認定に係る事務・権限については、指定都市及び中核市に移譲する方向で検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p><b>【内閣府】【厚生労働省】</b>「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の一部改正について(平成29年4月27日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_143">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_143</a>	



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H28	144	03_医療・福祉	指定都市	仙台市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱第7項 ・保健衛生施設等施設・設備整備費補助金交付要綱第8項 ・会計法第48条第1項	保健衛生分野の補助金交付申請における手続きの簡素化	感染症予防事業費等国庫負担金等の保健衛生分野の補助金交付申請における請求に係る手続きについて、指定都市が直接国に請求し、国から指定都市に直接支払いを行うよう改めること。	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金や保健衛生施設等施設・設備整備費補助金など保健衛生分野の補助金の交付申請・実績報告は、直接、市から国(厚生労働省)に提出するが、補助金の請求については、県会計管理者あて関係書類を添付し請求書を提出し、その後補助金が交付される。県を経由することで、手続きの標準的な事務処理として、直接国とのやりとりであれば、請求・支払い段階でそれぞれ1~2日、往復で計2~4日ほど多く時間を要し(担当者が出張・不在の場合はさらに増加)、市における会計手続きの時間的余裕の不足につながっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html</a>
H28	145	03_医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第30条の4、5、6、9、11	医療計画の策定権限等にかかる事務・権限の移譲	医療計画の策定及び医療審議会の設置にかかる事務の権限を都道府県から指定都市に移譲する。	人口規模が大きく、かつ複数の政令市を有する県においては、地域固有の医療課題、疾患別の医療提供体制、各医療機関の現状などを十分に把握することが困難であり、現行の医療計画策定権限が県のままでは、地域の実情を医療計画に反映させることが難しい。 370万人以上の人口規模を有し、地域課題も県内の他の圏域とは規模やその内容に大きな違いがある本市では、市域の課題に対して、独自性を発揮して取組を進めていく必要があるとして、保健医療分野を中心とした施策を総合的に体系づけた中期的な指針として、よこはま保健医療プランを策定し、救急医療体制等を整備してきた。しかし、医療計画の推進に関する項目の決定には、市の保健医療協議会と県の医療審議会の両方に付議する必要があり、二重行政になっている。 地域医療構想におけるさまざまな課題を解決するには、二次医療圏や基準病床数の設定、さらに医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のための「既存医療機関が過剰な病床の機能区分に転換しようとする場合の対応」「地域医療構想調整会議における協議が調わない等、自主的な取組だけでは不足する機能の充足が進まない場合の対応」「稼働していない病床への対応」の権限についても合わせて、県から市に移譲されなければ、地域医療構想調整会議においてタイムリーな議論ができなくなる。	—
H28	146	03_医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4、5、6、9、11	地域医療構想の必要病床数を踏まえた基準病床数の設定	地域医療構想で定める2025年の必要病床数について、速やかに基準病床数に反映させることで、基準病床数を上限とした病床の整備を可能とする。	国の推計では、横浜市の1日あたりの入院患者は、現在の1万9千人から2万5千人(約1.3倍)に急増する。それに伴い、市内の医療機関の病床数は、現在約2万3千床だが、2025年には約3万床(約1.3倍)の病床が必要となる。7千床の不足は、全国の市町村で最大規模である。さらに、入院患者数は2040年まで増え続けると推計されている。 新たな医療機関の整備には、病床の配分、建設用地の確保、建築許可、設計、工事、医療従事者の確保・養成などに少なくとも4~5年は要するため、次期医療計画(平成30~35年)の基準病床数に必要病床数を反映させなければ、2025年までに病院の整備が間に合わず、入院患者があふれてしまうため、将来の医療需要に応えることができなくなる。	—
H28	147	03_医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	A 権限移譲	医療介護総合確保促進法第4条、第5条	地域医療介護総合確保基金における市の主体的な計画策定	地域医療構想を実現するための財政措置である地域医療介護総合確保基金の医療分について、県ではなく市が主体的に計画を策定して、執行できるようにする。	基金は県全域を対象に県が事業計画を策定するが、その事業効果が県域全体に及ぶことが必要とされている。その中で、県立の施設の整備費に予算が優先的に配分されるなど、本市も含めた地域医療の課題解決につながるような配分になっていない。基金を活用しようと提案したにもかかわらず、県の意向に合わないという理由で採用されない事業もある。 県内でも地域間で医療に関する事情や課題は異なることから、県が一律に計画を定めるには限界があり、地域の実情を把握している市が計画を策定すべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html</a>
H28	148	03_医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法(子ども・子育て支援法)	保育所の整備・運営への民間事業者の積極的な参入を実現するための規制緩和(イコールフットイングの実現)	株式会社が保育所を建設・改修等により整備する際に補助金を支出する場合に、財源として地方債を活用できるものとする特別法の制定	【制度改正の必要性】 待機児童解消のための保育所等の整備は、目標の実現に向けて、特に緊急に対応すべきものとされている。 大都市での待機児童解消のための保育所等の整備において、活用できる人的資源や土地に限られている中で多様な整備主体・整備方法を可能とする必要があり、制度面では、株式会社など民間事業者の参入が進められている。しかし、財源面においては、自らもしくは公共的団体が整備する場合は地方債の活用が認められているが、民間事業者が整備する場合は認められていない。総務省からはPPP/PFIの導入促進のためイコールフットイングを図るとされているが、この保育所の事例においては、民間事業者による整備は不利な扱いとなっている。  【支障事例】 民間事業者の保育所整備に係る補助金の財源として地方債が活用できないことにより、限られた財源の中では、他の必要なサービスから財源を捻出しなければならないなどの支障が生じている。本市においては、平成25年度の待機児童ゼロ達成後も、増加する保育所申込者に対応するため引き続き整備を進めており、今後、必要な保育所の定員拡大への対応に支障が生じることも危惧される。多様な主体を活用して保育所の整備を加速化していくためには、イコールフットイングを図ることは必須である。	—



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H28	149	05_教育・文化	都道府県	香川県	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	・奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付け総財第88号自治財政局長通知) ・奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について(平成27年4月10日付け27文科高第94号高等教育局長通知)	奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付け総財第88号自治財政局長通知)及び奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について	奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱(平成27年4月10日付け27文科高第94号高等教育局長通知)に基づく日本学生支援機構の無利子奨学金を活用した奨学金の返還を支援する制度において設定されている「地方創生に係る特別枠(地方創生枠)100名」の推薦については、日本学生支援機構の在学採用に限り適用されているが、予約採用についても適用をお願いするもの。	・本県では、日本学生支援機構の無利子奨学金が、適格者全員に貸与されていない状況等を踏まえ、同奨学金に準拠した県単独の奨学金制度(香川県大学生等奨学金制度)を平成23年度に創設し貸付を実施するとともに、地元定着を要件に返還支援を行っている。 ・また、左記要綱等に基づく日本学生支援機構の無利子奨学金を活用した奨学金の返還を支援する制度も昨年度導入し、今年度の大学進学者等から実施している。 ・今回新たに設定された日本学生支援機構の無利子奨学金に係る地方創生枠(100名)は、地方公共団体がそれぞれ定める要件を満たせば、返還支援を受けることができ、通常の無利子奨学金より有利なため、本県では、制度利用者の利便性を考慮し、日本学生支援機構の予約採用(申込期限:7月中旬)の前に、県単独の奨学金制度の対象者の選考と併せて、地方創生枠の推薦者の仮選考を行うこととし、この選考から漏れた者が通常の無利子奨学金の申込みができるようにしている。 ・ただし、県の仮選考時点では、日本学生支援機構の在学採用に係る成績要件や所得要件の最終確認ができないため、予約採用に係る成績要件や所得要件で仮選考をせざるを得ず、本人の大学入学前に在学採用に係る成績要件と所得要件の最終確認を再度行ったうえで正式推薦を行う必要が生じ、提出書類が増えるなど本人の負担が多くなる。 ・さらに、県が仮選考により推薦を決定したにもかかわらず、在学採用の要件を満たさないため、最終的に奨学金の貸付を受けることができない事態が生じる場合があり、対応に苦慮している。仮に予約採用が認められれば、県が仮選考により推薦を決定した者は、奨学金の貸付を受けることができ、当該事態が生じる心配がなくなる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	150	05_教育・文化	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、関西広域連合	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災事業費国庫補助要項 等	文化財建造物等の国庫補助事業の運用改善(補助対象の明確化)	文化財建造物等の国庫補助事業の運用改善(補助対象の明確化)	京都府では、平成24年8月、平成25年9月、平成26年8月と3年連続の大雨、台風災害において、史跡石清水八幡宮境内、史跡及び特別名勝平等院庭園、史跡南禅寺境内など大きな被害が生じたが、国の現状確認前に緊急に文化財所有者が行った災害復旧工事(土砂搬出等の初期費用で、文化財本体の復旧工事のために必要な措置)については国庫補助対象となるかが明確になっておらず、文化財所有者に対して大きな負担となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka-yosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka-yosan.html</a>
H28	151	05_教育・文化	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、関西広域連合	文部科学省(文化庁)	B 地方に対する規制緩和	重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災事業費国庫補助要項 等	文化財建造物等の国庫補助事業の運用改善(補助率引き上げ)	文化財の耐震対策工事に対する国庫補助の補助率を引き上げる。	災害復旧工事では国庫で85%は補助されるが、耐震化工事は50%補助にとどまる。近年、大規模災害が頻発している中、公共施設だけでなく、文化財の防災対策について推進する必要があるが、所有者の負担が大きいため進んでいない。	—
H28	152	05_教育・文化	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、関西広域連合	文部科学省(文化庁)	B 地方に対する規制緩和	史跡等購入費国庫補助要項	史跡等の公有化、整備活用に対する財政措置の拡充	史跡等の公有化、保存整備及び活用を促進するため、税の優遇措置の拡大や地方負担分に交付税措置を講じるなどの助成措置等を拡充する。	史跡の買い上げは公園等を順次整備していく目的があるので、かなり大がかりな規模(恭仁京や長岡京跡など)で複数年の買い上げになる。史跡等の公有化、保存整備及び活用が促進するためには、税の優遇措置の拡大や地方負担分に交付税措置を講じるなどの助成措置等の拡充が必要。	—
H28	153	11_その他	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二 37の項  特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領Ⅱ2  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和(法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務に即して拡大)	マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関し、法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務処理に即して対象拡大する(特別支援学校への就学支援のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、生活保護受給者情報も入手可能とする)	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。 しかし、別表第二に規定されている特定個人情報のみでは事務処理に支障が生じる事務がある。  【支障事例】 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、添付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報は、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる(マイナンバー法別表第二37の項)。 当該事務の申請に当たり、生活保護受給者については、それを証する書類の提出が必要(文部科学省「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領」)。 しかし、当該事務において、生活保護受給情報は情報連携の対象ではないため、生活保護受給証明書を添付する必要があり、住民サービスの向上が期待できない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【文部科学省】</p> <p>(9)奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進要綱 奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進のために設置した基金については、地方公共団体から日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与における優先枠(地方創生枠)の推薦を受けた在学採用の手続による採用者のみならず、地方公共団体の判断により、当該奨学金の全ての採用者(予約採用者、在学採用者等)に対する奨学金返還支援への活用が可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に周知する。</p>					
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p>6【内閣府(8)】【総務省(10)】【文部科学省(8)】【厚生労働省(24)】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (イ)特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭29法144)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(別表2の37)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報を追加する。</p>					



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H28	154	11_その他	都道府県	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項、第19条第7号、別表第二 31の項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和(特別賃貸府営住宅についても条例により、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携を可能とする)	マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(庁外連携)に関し、独自利用事務として情報連携を行う予定である特別賃貸府営住宅についても、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携を可能とする。	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。 法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができるとともに、同法第19条第14号に基づき情報連携(庁外連携)を行うこともできる。 その上で、情報連携(庁外連携)に関しては、個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一 2 事務に類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内  【支障事例】 上記により、法別表第二の31の項「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」に準ずる事務については、独自利用事務として庁外連携を行うことは可能であるが、当該独自利用事務は、公営住宅法に規定する「住宅に困窮する低額所得者」を対象としている(収入階層:月0~214,000円)。 本府においては、特別賃貸府営住宅(収入階層:月0~313,000円)を管理しているが、現在の取扱では、上記低額所得者の階層世帯のみが独自利用の対象となり、同一団地であっても、世帯によっては取扱に差異が生じる(214,000円を超える収入階層の世帯については、添付書類が必要となる)。 そのため、地方公共団体が管理する住宅全般(特別賃貸府営住宅)について、庁外連携が可能となるよう、対象事務の緩和を求めるもの。 なお、根拠法(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律)が異なる特定公共賃貸住宅(収入階層:月139,000円~487,000円)については、庁外連携が可能であることから、対象世帯における取扱に整合性が図れていない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	155	11_その他	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和(独自利用事務における入手可能な特定個人情報の範囲を別表事務の範囲外にも拡大)	マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(庁外連携)に関し、番号法別表第二に規定されている情報以外の情報についても入手可能とする。	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。 法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができるとともに、同法第19条第14号に基づき情報連携(庁外連携)を行うこともできる。 その上で、情報連携(庁外連携)に関しては、特定個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一 2 事務に類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内  【支障事例】 法別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において市町村から入手可能な特定個人情報は、地方税関係情報及び住民票関係情報のみであり、生活保護関係情報は入手不可能である。 本府における上記事務に準ずる独自利用事務(高等学校就学支援金の上乗せ補助)においては、生活保護関係情報も必要であるが、市域からは同情報の入手が不可能であるため、独自利用事務の検討に当たり制約を受けている(府内全域における添付書類の取扱に差異が生じる)。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	156	11_その他	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第145条第2項、道路運送車両法第13条	自動車税滞納整理の効率化のための制度見直し	ローン完済により実質的に所有権が移転していると認められる自動車については、職権による所有権移転登録変更申請を可能とする。	自動車税は、自動車の所有者に課することとされている。 ローン完済後に買主に自動車の所有権移転登録がされない場合は、買主が自動車税を滞納したときに、当該自動車を差し押さえることができず、滞納整理の妨げとなっている。	—
H28	157	02_農業・農地	都道府県	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金の配分基準について(平成17年4月1日16生産第8451号通知)	強い農業づくり交付金の採択基準方法の見直し	成果目標に対する現況値のポイント及び達成すべき成果目標のポイントについて、事業実施主体のこれまでの先進的な取組についても、適正な評価が与えられる仕組みとするように求める	本交付金については、ポイント制が採用されており、①成果目標に対する現況値(5点満点) ②達成すべき成果目標(10点満点)をそれぞれポイント化して積み上げ、上位ポイントから地区採択される仕組みとなっている。 ただし、事業実施主体が先進的な取組を行っていて、現況値が高い場合、①は高ポイントとなるものの、②はさらなる上積み難しく低ポイントとなる仕組みとなっているため、採択順位が低くなり、交付金の内示額が少額、若しくは、内示がなかったりとなり、必要な事業推進への障害となっている。 例えば、本府の主要農産物であるお茶について、現在の政策目標では、煎茶から売れる茶種(かぶせ茶やてん茶)への転換を目指している。売れる茶種を「販売戦略茶種」とし、その茶種の生産量等を増やすなどの先進的な取組について、適正な評価が与えられる仕組みにしてほしい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【内閣府(8)】【個人情報保護委員会(1)】【総務省(10)】【国土交通省(17)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii) 地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平5法52)による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の85の2)に準ずる事務としても認めることとともに、高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務については、独立行政法人日本学生支援機構法(平15法94)による学資の貸与に関する事務(別表2の106)に準ずる事務としても認めることとし、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」(平27特定個人情報保護委員会)を平成28年度中に改正する。</li> </ul> <p>・1つの独自利用事務において対象者を整理した上で複数の法定事務に準ずることとして個人情報保護委員会に届け出ることが可能であることについて、「情報連携に関するQ&amp;A」(平27特定個人情報保護委員会事務局総務課)を平成28年度中に改正し、明示する。</p> <p>・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。</p>			<p>【個人情報保護委員会】行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に規定する情報連携の対象となる事例の追加について(平成29年3月30日付け個人情報保護委員会事務局総務課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_154">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_154</a></p>	
<p>6【内閣府(8)】【個人情報保護委員会(1)】【総務省(10)】【文部科学省(8)】【厚生労働省(24)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii) 地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平5法52)による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の85の2)に準ずる事務としても認めることとともに、高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務については、独立行政法人日本学生支援機構法(平15法94)による学資の貸与に関する事務(別表2の106)に準ずる事務としても認めることとし、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」(平27特定個人情報保護委員会)を平成28年度中に改正する。</li> </ul> <p>・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。</p>			<p>【個人情報保護委員会】行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に規定する情報連携の対象となる事例の追加について(平成29年3月30日付け個人情報保護委員会事務局総務課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_155">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_155</a></p>	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H28	158	02_農業・農地	都道府県	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(別記2:鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)	鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の交付条件の緩和	鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の事業費に占める委託割合(50%)の制限を緩和し、実態として丸投げでない委託については50%を超過しても委託可能とする	府が事業実施主体として広域捕獲事業を実施する場合、鳥獣を捕獲する府独自の専門員等がないため、有害捕獲班を編成している市町村、猟友会等の狩猟団体へ委託しなければ実施できない。そのため、当該事業の取組に当たっては、委託以外の業務を50%を超えて確保・実施しなければならないことが足かせとなっており、必要な事業量確保、適正な事業執行に支障を来している。事業の「丸投げ」を禁止する趣旨で委託割合について50%以内の制限が設けられているが、本府が実施している委託事業は、府が事業実施計画を策定し捕獲者と捕獲場所等の検討や市町村との調整、捕獲実施日には現地に行く等を行っており、実態として丸投げではない委託については、認めていただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html</a>
H28	159	07_産業振興	都道府県	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	経済産業省	A 権限移譲	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第5条	経営発達支援計画の認定に係る権限移譲	経営発達支援計画の認定に係る認定権限を都道府県に移譲する	商工会・商工会議所が作成する経営発達支援計画の認定については、都道府県は選考時に意見照会があるのみで、経営発達支援計画の認定・不認定結果と講評について、都道府県に情報提供を受けていないことから、各地域商工会・商工会議所の課題をつかみ効果的な機能強化に取り組むことができない。	—
H28	160	06_環境・衛生	都道府県	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱	水道施設耐震化のための「生活基盤施設耐震化等交付金」に係る補助対象の拡大	水道施設耐震化のための「生活基盤施設耐震化等交付金」について、水道施設の耐震診断及び自家発電設備の設置を補助対象に追加	京都府内の水道施設(基幹管路・配水池)の耐震化率は、全国平均を下回っている状況であるが、重要なライフラインである上下水道施設について、下水道施設(所管:国交省)では補助対象となっている水道施設の耐震診断及び自家発電設備の設置が、上水道施設(所管:厚労省)では補助対象となっていない。防災・減災対策の推進は急務であるが、水道事業体においては、個別水道施設に対する耐震化対策の可否の把握が進まず、その結果、水道施設耐震化計画が策定されないことが、対策遅延の要因となっている。また、自家発電設備の整備についても、自然災害時の電源確保の重要性は認識されつつも、整備費用の捻出が障害となり、対策が進んでいない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka_vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka_vosan.html</a>
H28	161	03_医療・福祉	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱	地域医療介護総合確保基金【医療】の弾力的な運用	地域医療介護総合確保基金【医療】の弾力的な運用	地域医療介護総合確保基金(以下「基金」という)については、病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、医療従事者の確保等推進のため創設された。当基金は3つの事業区分に分けて配分されるが、区分ごとの配分に本府の実績や意向が反映されず偏りがあるため、地域の実情に応じた基金活用の妨げとなっている。(区分1)地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(区分2)居宅等における医療の提供に関する事業(区分3)医療従事者の確保に関する事業	—
H28	162	03_医療・福祉	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域医療介護総合確保促進法	地域医療介護総合確保基金【介護】の要件緩和	地域医療介護総合確保基金【介護】の要件緩和	・介護分について、介護ロボット導入支援事業など、地域ごとの事業の活用実績やニーズを踏まえ、より効果的な事業実施を図るため、地域の実情に応じて、都道府県の裁量により、これ以外の事業についても弾力的に基金を活用することが可能となるよう見直しが必要である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka_vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka_vosan.html</a>
H28	163	03_医療・福祉	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域医療介護総合確保促進法	地域医療介護総合確保基金【介護】のスケジュールの見直し	地域医療介護総合確保基金【介護】のスケジュールの見直し	・当初予算を組む段階で規模感が示されず、新規事業の実施可否等も不明なので、新規事業の大部分は補正予算で対応せざるを得ず、事業実施期間が短くなってしまう。年度当初から事業を実施できるようなスケジュールで交付する必要がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html</a>
H28	164	03_医療・福祉	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱	地域医療介護総合確保基金【共通】の弾力的な運用	地域医療介護総合確保基金【共通】の弾力的な運用	地域医療介護総合確保基金については、「医療」区分と「介護」区分に区別されて運用されている。地域医療構想実現のためには在宅医療・介護ともに充実することが大前提であり、医療分・介護分の垣根なく、各事業区分間の配分額調整を地域の実情に応じて弾力的に認める仕組みとするべき。	—



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p><b>6【農林水産省】</b>  (14) 鳥獣被害防止総合対策交付金  鳥獣被害防止総合対策交付金の交付対象事業のうち、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の実施方法については、事業費のうち委託に係る費用が50%を超えても委託により実施可能である場合等を明確化するため、地方公共団体に平成29年4月を目途に通知する。</p>			<p>【農林水産省】鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の一部改正について(平成29年3月31日付け農林水産省生産局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_158">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_158</a></p>	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p><b>6【厚生労働省】</b>  (17) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平元法64)  地域医療介護総合確保基金(介護分)(6条)については、介護施設等の整備に関する事業及び介護従事者の確保に関する事業の早期着手に資する観点から、都道府県が当該基金を造成するに際しての国庫負担金の規模について都道府県に周知するとともに、毎年度可能な限り早期に内示を行う。</p>					
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H28	165	11_その他	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	・総合特別区域法第12条及び第35条、同法附則第2条 ・総合特別区域調整費の使途等に関する基準について(平成27年1月13日一部変更 府地活第9号)	総合特別区域調整費の支援期間の延長	【総合特別区域調整費による支援期間の延長】 総合特別区域計画に定めた、事業の推進を図るため、総合特別区域調整費の支援期間(当該総合特別区域にかかる最初の計画の認定から5年以内に限る)の延長	関西イノベーション国際戦略総合特別区域では、ライフサイエンス分野や新エネルギー分野への集中投資により、世界に向けた新たなイノベーションを生み出していくこととしている。 これまで、各府省の予算はもとより、当該調整費により、BNCT治療システムの開発や異分野の研究者による医療技術開発拠点の整備を行うなど、さまざまな取組みを進めてきており、順調に進捗している(内閣府総合特別区域推進本部 評価・調査検討会の平成26年度評価 4.1/5)。  これらの分野で世界をリードしていくためには長期的・継続的な事業推進が必要不可欠であり、平成29年度以降もいはいはんな学研都市におけるスマートモビリティを活用した新たな実証事業などを展開していく予定である。 しかしながら、当該調整費は支援期間が「最初の総合特別区域計画の認定から5年以内」に限られているため、今後、総合特別区域計画更新等の手続きを行い、新計画の認定を受けたとしても、その時点で最初の計画認定から5年を経過することから、調整費が活用出来ない。 (関西イノベーション国際戦略総合特別区域の最初の認定日:平成24年3月9日)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.vosan.html</a>
H28	166	06_環境・衛生	都道府県	岐阜県	環境省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区における狩猟による捕獲等の特例制度の創設	鳥獣保護区内における農林業被害の防止等を図るため、第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合において、特に必要があると認める時は保護区内において狩猟による捕獲等を可能とする区域を指定できるといった、新たな鳥獣保護区指定制度を導入する。	【制度の概要】 鳥獣保護区(以下、保護区という。)内では、鳥獣を保護し生物多様性の保全を図るため、全ての鳥獣の狩猟による捕獲等(法第11条第1項第2号に基づく捕獲等を含む。また、「捕獲等」は捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。)が一律に禁止されている。 ただし、野生鳥獣被害が生じている場合等にあつては、都道府県等による許可により捕獲等が可能とされている。  【具体的な支障事例】 岐阜県では、野生鳥獣による農林業被害が拡大しており(平成26年度は4億3,000万円)、このうちイノシシ・ニホンジカによる被害が55%を占めている。特に、中濃北部・飛騨南部・西濃南部といったニホンジカの生息密度の高い地域では、森林内の植物を摂食することによる植生の衰退など、生態系への影響も懸念されている。県内の被害を受けている地域からは、保護区内でのイノシシ・ニホンジカの狩猟による捕獲等を認めてほしい旨の意見が寄せられている。 現行制度において保護区内で捕獲等をするためには従事者を定め、都道府県等が許可しなければならないが、近年進む狩猟者免許保持者の減少や高齢化から、地域で拡大する被害に応じた従事者を確保することが困難となっている。 そのため、捕獲等の拡大が見込めず、イノシシ、ニホンジカの増加を抑制できない状況となっているため、より多くの者が狩猟による捕獲等に携わることができる制度を導入する必要がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	167	03_医療・福祉	都道府県	岐阜県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱 平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付の内示について	地域医療介護総合確保基金の運用緩和	地域医療介護総合確保基金(医療分)について、各事業区分間の配分額の調整を弾力的に認める仕組みとする。	【具体的な支障事例】 病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、医療従事者の確保等を推進するため、消費税増収分を活用した、地域医療介護総合確保基金(以下「基金」という)が創設された。本県においても基金事業計画を策定し、医療及び介護の総合的な確保を図っているところ。 基金は、下記の3つの事業区分に分けて配分された。平成27年度は、「区分1」には余裕ある配分がなされた一方で、「区分2」、「区分3」では要望額の約5割しか配分されず、本県の実情や意向が反映されない結果となった。加えて、内示の際に3つの事業区分間の額の調整ができずと通知されたため、「区分2」、「区分3」で事業を縮小(廃止)することとなった。  <参考> 区分1: 医療機関の施設等の整備に関する事業 区分2: 在宅医療の推進に関する事業 区分3: 医療従事者の確保に関する事業  <縮小した事業> ・地域医療推進事業、がん患者サロン設置事業、心臓リハビリテーションネットワーク事業、障がい児者歯科施設整備事業、岐阜災害医療関係者研修会事業ほか、全14事業 <廃止した事業> ・周産期医療機関支援事業、看護師の特定行為研修制度支援事業、外国人患者受入環境整備事業ほか、全6事業	—
H28	168	06_環境・衛生	都道府県	兵庫県、京都府、鳥取県、徳島県	環境省	A 権限移譲	自然公園法第20条第3項各号 自然公園法施行規則第11条第36項	国立公園特別地域内における基準の特例を定める権限の都道府県への移譲	自然公園法の第二種特別地域及び第三種特別地域における特例基準の策定権限を都道府県知事に移譲するとともに、同特例基準に基づく許可行為の事務権限を移譲すること	【現状】 自然公園法の特別地域内で、工作物を新築し、改築し、又は増築する場合の許可にあたって、建ぺい率や容積率が厳しく制限されている。 【支障事例】 今年で国立公園編入60周年を迎える瀬戸内海国立公園六甲地域は、関西屈指の避暑地として知られるが、昨今の企業や健康保険組合の業績不振、財政状況の悪化及び保養所利用率の低迷により、乱立する保養所や研修施設等が相次いで閉鎖している。 (平成6年には226件、平成15年には135件の企業保養所等が営業していたが、現在、営業中では70件であり、10年単位で半減している) また、閉鎖施設81件の管理状況は、外観上、引き続き利用できると思われるものが15件(18.5%)で、残りの66件(81.5%)は、荒廃が進み、利用できない状況にあるが、自然公園法の規制が地域の実情に合っておらず、国立公園内の老朽化している建築物の建替や売却が進んでいない。 国立公園の管理は国が実施することとなっているが、このような状態が続けば、景観の悪化や環境破壊に繋がりがねず、治安の悪化の恐れもある。 なお、当地域では、国立公園としての豊かな自然環境、魅力を維持しつつ、閉鎖や休館が進んでいる保養所等の遊休施設の新たな利活用をはかり、山上の賑わいを取り戻すため、兵庫県と神戸市が合同で、関連事業者、住民、有識者等の参画を得て「六甲山土地利活用プロジェクトチーム」を本年5月に発足したところであり、今後の対策の一環として今回提案するものである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
<p><b>6【環境省】</b>  (7)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)  (i)一定の区域内において、シカ、イノシシ等の狩猟鳥獣のうち第二種特定鳥獣管理計画で定められたもの(7条の2)による被害の防止を図りつつ、他の鳥獣の保護を図る必要がある場合の対応については、対象狩猟鳥獣の捕獲禁止区域(12条2項)や休猟区の特例(14条1項)の活用等、既存の制度を組み合わせた方法を、各制度の趣旨や具体的な事例を含めて都道府県に平成28年度中に通知する。あわせて、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を活用した認定鳥獣捕獲等事業者(18条の2)の育成のための取組を推進するほか、都道府県における狩猟者の確保等捕獲の担い手の育成に係る取組状況を把握し、平成28年度中に周知するなど、地方公共団体における捕獲の担い手の確保に係る支援を行う。</p>			<p><b>【環境省】</b>鳥獣保護区におけるニホンジカ等の被害の対応方法について(平成29年1月23日付け環境省自然環境局野生生物課長通知)</p> <p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu.tsuchi.html#h28_166">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu.tsuchi.html#h28_166</a></p>		
—	—	—	—	—	—
<p><b>4【環境省】</b>  (1)自然公園法(昭32法161)  地方公共団体、地域住民等の関係者が参画する国立公園の協働型管理運営については、地域の実情に応じた課題に対応するために一層の普及を図ることとし、各国立公園における先進的な取組事例や必要性等を整理し、関係都道府県に周知するなどの取組を平成28年度中に行う。</p>					



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H28	169	06_環境・衛生	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県	環境省	B 地方に対する規制緩和	自然公園法第20条第5項、第68条第2項 自然公園法施行規則第11条の3	国定公園における一定の工作物の建築にかかる環境大臣との協議の廃止	国定公園の特別地域内において、一定の要件(高さが50メートル又はその地上部分の容積が30,000立法メートル超)を超える工作物新築、改築又は増築にかかる許可の際に必要な環境大臣との協議の廃止	【現状】 「都道府県知事は、国定公園の特別地域内において、工作物の高さが50メートル又はその地上部分の容積が30,000立法メートルを超える新築、改築又は増築について許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国定公園の風致に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境大臣に協議しなければならない」と定められている。 【支障事例】 兵庫県ではシカによる生態系への被害が深刻化し、被害額は約1.6億円(H27年度、全国5位)となっており、防護柵等の設置が急務であることから、スピーディな対応が望まれる。しかし、許可に当たって環境大臣との協議を要することについて、処理期間(申請受理から回答まで)が2～3ヶ月程度かかる場合があるなど、事務処理に時間を要しており、国定公園の適正な環境保全や迅速な対応に支障を来している。さらに、環境大臣との協議は現地確認を伴わない書類審査であることから、県の意見に疑義を示されることがほとんど無い状況であり、形骸化した手続となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	170	10_運輸・交通	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第4、5、9、15、21-2、31、79、94条	同一県域内における一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等の権限移譲	同一県内で実施する道路運送法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送業(路線バス、コミュニティバス等)にかかる許認可、一時的な需要増加時における一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者への臨時許可を含めた権限の一括移譲を求める。	【再提案理由】 平成26年に地域公共交通活性化・再生法が改正され、まちづくりや観光振興などの地域振興策との一体的な取組や、地域特性や生活環境の変化を踏まえた持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立ち積極的に取り組んで行くことが重要であるとされた。しかしながら、一般乗合旅客自動車運送業に係る許認可権限等が地方に無いため、地域内の事業者の情報を把握することができない。 【新たな支障事例】 県内のある自治体が、社会実験としてコミュニティバスの路線を新設しようとして計画し、当該地区を事業エリアとするバス事業者に運行を委託することで調整を行っていたが、その情報を知った路線バスの許可を持つタクシー事業者から、「当社でも運行可能である」とのクレームが入った。実際には当該タクシー事業者はバス車両を持っておらず、計画期間内にバスを走らせることが困難な状況であったが、当該自治体には運輸局から事業者が持つ車両などの許可に関する情報が提供されていないことがあったため、その調整に時間を要した。	—
H28	171	10_運輸・交通	都道府県	兵庫県、三田市、滋賀県、和歌山県、鳥取県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第78条(有償運送) 道路運送法における登録又は許可を要しない運送の様態について(平成18年9月29日自動車交通局旅客課長)	移送ボランティア活動に係る公共交通空白地有償運送の登録要件の緩和	地域公共交通会議で、バス停までの距離があるなど交通が不便であると認められた地域において、地域ボランティアが地域及び対象者を限定して行う移送サービスについては、公共交通空白地有償運送と見なし、有償運送が可能となるよう登録要件を緩和すること。	【現状】 自家用自動車は原則として、有償の運送の用に供してはならず、災害等の緊急を要する場合を除き、例外的にこれを行うためには、過疎地有償運送や福祉有償運送など交通空白地域等で、国の登録又は許可を受ける必要がある。地域ボランティアが行う外出支援活動等において、ガソリン代、道路使用料、駐車場代のみを収受する場合には許可が不要だが、運送(サービス)による対価の支払いがあるものは、有償運送として道路運送法の許可が必要とされている。 【支障事例】 過疎地や交通空白地以外の地域においても、バス路線の便数が極端に少ない地域やバス停への距離があるなど交通が不便な地域がある。こうした地域では、バス停まで歩くことが困難な高齢者や重たい荷物を持って移動することが困難な高齢者を対象に、地域ボランティアによる移送サービスを提供しており、こうしたサービスが高齢者の足代わりとなっている。高齢化が急激に進む中、人口密度の低い地域や遠郊外では、買い物や医療等日常生活サービスの充足が徒歩圏では難しくなることが想定されることから、地方自治体は、高齢者の孤立化の防止や地域コミュニティの維持等の観点も踏まえ、交通需要に応じた公共交通ネットワークの構築に取り組んでおり、こうした移送ボランティアは、公共交通ネットワークを補完するものと認識している。しかしながら、実費(ガソリン代、道路使用料、駐車場代)以外の金銭の収受が認められていないため、活動に必要な保険料や電話代等の事務経費などを徴収することができず、ボランティア確保をはじめ活動の継続が厳しい状況になっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	172	09_土木・建築	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、関西広域連合	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)第2条	空家等対策の推進に関する特別措置法の対象の拡大	管理不全となっている長屋や共同住宅でも、一部に居住実態があれば、空家等対策の推進に関する特別措置法の対象とならないことから、法の対象を拡大すること。	【現状】 空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、空家等対策特別措置法)第2条において、対象となる空き家は「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」とされ一棟の建築物として判断するため、長屋や共同住宅の一部に空き家があってもその他に居住や使用実態があれば空家等対策特別措置法の対象とならない。そのため、法第9条第2項に基づく立入調査、法第10条に基づく固定資産税情報の利用ができず所有者等の特定が困難であり、また、法第14条に基づく助言又は指導、勧告、命令等はもとより、行政指導すら行うことが出来ない。 【支障事例】 本県内でも、4戸が壁を共有した長屋建の建築物について、空き家になっている住宅(住戸)の一部が崩れ保安上危険となるおそれのある状態になっているが、他の住戸に居住者がいるため特措法の対象とならず、法に基づく措置ができず対応に苦慮している事例がある。当該長屋の所在市は条例を制定し指導を行っているが、条例による指導には、税制上の措置(固定資産税等の住宅用地特例)がないことから、その効果が限定的となっている。長屋でも所有者が複数人で分かれているケースもあり、相続等により所有者がすぐに判明しないケースもあり得るが、個人情報である課税情報等の利用には条例でなく法への明記が必要であること、建物の是正命令は建築基準法でも行うことは可能であるが、防災、衛生等生活環境保全の観点からの指導等は法の趣旨を鑑み空家等対策特別措置法にて行うことが適切であることから、法改正が必要と考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【環境省】  (3)自然公園法(昭32法161)  国定公園内の特別地域における一定の行為について都道府県知事が許可を行う場合の環境大臣への協議(20条5項)については、省令を改正し、一定の要件を超える工作物の新築等(施行規則11条の3第1号)及び一定の面積を超える土地の開墾等(同条2号)を平成28年度中に協議対象から除外する。</p>					
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p>6【総務省(11)】【国土交通省(18)】  空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)  (ii)一部が空き室となっている長屋等への対応については、各地方公共団体の取組事例等の調査を行い、地方公共団体に平成29年中に情報提供を行う。</p>					



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H28	173	09_土木・建築	都道府県	兵庫県、洲本市、和歌山県、徳島県、堺市	総務省、法務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	民法第239条第2項(無主物の帰属) 民法第959条(残余財産の国庫への帰属) (空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項(略式代執行))	所有者等が存在しない空家等の跡地処分における手続きの簡素化	所有者等が存在しない空家等を略式代執行した際の跡地処分について、略式代執行を行う際に不動産登記簿情報等による特定や相当の期限を定め公告を行うことから、相続人不存在とみなし、相続財産管理人を選任することなく、国又は略式代執行を行った地方公共団体に帰属できるよう、略式代執行後の跡地処分について空家等対策特別措置法に規定すること。	【現状】 相続人の不存在等により空家の所有者を確知できない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、空家等対策特別措置法)第14条第10項の規定に基づき、当該空家を略式代執行により除却することができる。一方、空家等対策特別措置法における「空家等」の定義には、建物の敷地も含まれているにも関わらず、略式代執行を行った後の跡地処分についての規定がない。そのため民法第951条から第959条までの規定に従い、相続財産管理人の選任を申し立て、特別縁故者等の搜索の後、国庫に帰属させる等一般法の規定に服することになる。 【支障事例】 少子高齢化の進展に伴い、所有者のいない不動産が増加することが見込まれる中、跡地処分に当たって、相続財産管理人の選任や報酬の支払い等相当の手間と費用が発生すること、手続の開始から国庫への帰属までの期間が長期に及ぶこと等が、空家問題の簡易迅速な解決への支障となっている。洲本市では、危険な空家の略式代執行を行う予定だが、跡地処分については相続財産管理人の選任等に費用がかかるうえ、1年以上の期間を要することから二の足を踏んでいる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	174	09_土木・建築	都道府県	兵庫県、豊岡市、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	「公営住宅の地域対応活用について」(H21.2.27国住備第117号国土交通省住宅局長通知)	公営住宅の地域対応活用にかかる期間の緩和について	公営住宅をU/Iターナー向け住宅に活用できる地域対応活用について、通知により活用できる期間が原則1年間とされていることから、事業主体が地域の实情に応じて弾力的な活用期間を設定できるよう緩和すること。	【現状】 住宅の多様な需要に対応するため、本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲で地域の实情に応じた対応を行う「地域対応活用」の実施が認められているが、地域対応活用を実施できる期間は通知により原則として1年以内で設定することとされている。 【支障事例】 国を挙げて「地方創生」に取り組む中、本県も地域創生戦略を策定し、長期にわたる施策として、各市町の定住支援施策等と連携しながら、一定の県営住宅で継続的に地域対応活用を実施したいと考えているが、原則1年以内の期間となっており、地域創生戦略の計画期間(5年間)を通じた継続的な事業展開ができない状況にある。 既に地域対応活用を実施している県内の市では活用団地等に変更が無い場合でも承認申請を毎年行わざるを得なくなっており、「事務的に手間がかかる」、「既存公営住宅のストックの有効活用の点から、地域で活用期間を定めたい」との意見がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	175	02_農業・農地	都道府県	兵庫県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項 農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条	「農用地区域内農地」に係る除外要件の緩和について	農振法第13条第2項の「土地改良事業完了後8年を経過していること」という要件を撤廃すること	【現状】 農用地区域から除外するためには、 ①その土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。 ②農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。 ③農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。 ④農業用排水施設や農道など農用地等の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。 ⑤土地基盤整備事業完了後8年以上経過しているものであること。 の5つの要件を満たさなければならない。 【支障事例】 農振除外要件のうち「土地改良事業完了後8年を経過していること」という要件が、既存工場が隣接する農用地区域内農地に拡張を行う場合の支障となって、工場拡張に伴う地域の雇用創出へ機動的な対応ができなかった事例がある。 本県のある自治体において、自動車関連工場が拡張を計画し、地元自治体にとっても地元雇用や経済波及効果を期待していた。しかし、4haが農用地区域にかかっており、土地改良事業等の施行から8年を超えていなかったため、工場拡張を断念せざるを得なかった。	—
H28	176	02_農業・農地	都道府県	兵庫県、小野市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律 第8条第4項、第13条第4項	2ha未満の農用地利用計画の変更における県との同意協議の見直し	地域特性を活かした弾力的なまちづくりに取り組むため、農用地利用計画に係る2ha未満までの計画変更については、県と協議し、同意を求めるとされているのを、県との協議のみとすること	【現状】 農用地利用計画を変更する際には、都道府県知事へ協議し、同意を得なければならない。 【支障事例】 本県の小野市が農地利用計画の変更を行った際、市内部での協議開始から、県との事前協議を経て、公告縦覧を行い、県知事の同意を得るまで、約6ヶ月かかった。そのうち、県との協議(事前協議を含む)に関しては、協議開始から同意まで約2ヶ月間を要している。農地利用計画の変更にあたっては、市職員も県職員と同様に、国が示すガイドラインや法の審査基準に従って審査を行っており、地方自治体が独自で判断する余地がない。そのため同意を廃止し、手続きの期間を短縮することで、スムーズな企業誘致や産業振興、市民サービスの向上につなげることができる。	—



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
<p>6【国土交通省】  (3)公営住宅法(昭26法193)  (iii)公営住宅の地域対応活用に係る期間の更新については、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内であればその回数に制限はないこと及び更新の際に設定可能な期間について、地方公共団体に平成29年中に情報提供を行う。</p>					
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H28	177	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項	幼保連携型認定こども園における園庭の位置及び面積に関する従うべき基準の参酌化	幼保連携型認定こども園における園庭の位置及び面積について、「従うべき基準」とされているものを「参酌すべき基準」に見直すこと。	【再提案理由】平成27年度から、子ども・子育て支援新制度が施行され、保育の申込者数が急増している中、待機児童数については5年ぶりに増加している(H26.10→H27.10 2,131人増)。このようななか、一億総活躍社会の実現向け、働き方改革や両立支援の推進が示されており、国全体で保育の受け皿の更なる拡大に取り組んでいる。また、本年4月7日には「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」が発出され、国の基準を上回る部分を活用して保育所等への受入れ強化を求めるなど、保育士の確保や保育園の増設が喫緊の課題となっている。 【支障事例】認定こども園における園庭については、同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならず、必要な面積についても「従うべき基準」とされており、空き地が少ない都市部でも、比較的土壌に余裕がある地域と同じ面積が求められている。本県の都市部の市において、幼保連携型認定こども園の設置しようとしたが、空き地が限られており、基準を満たす園庭の設置が困難なため、計画変更を余儀なくされた。なお、当該事例においては、代替となる場所(公園等)が存在していたが数百メートルほど離れているため、国が定める特例基準(①園児の安全な移動、②園児の安全な利用、③園児の日常的な利用、④教育・保育の適切な提供)の確実な担保が困難であった。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	178	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、川西市、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)	幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和	幼保連携型認定こども園において、3階以上の保育室は原則3歳未満の園児の保育に供するものとされている規制を、3歳児以上の園児についても可能となるよう緩和すること。	【現状】都市部においては、まとまった整備用地の確保は難しい中、園庭や保育室の基準を十分に確保し、園を整備するためには、3階建て施設の検討も必要になってくる。しかし、基準の第6条において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として満3歳未満の園児の保育に供するものでなければならないとされている。 【支障事例】①利便性の高い駅前のビルにおいて、4階の空きスペースに認定こども園を設置しようとしても、3歳以上の園児のための保育室を設けることができない。 ②本県のある市では、小学校跡地を利用して認定こども園の設置を検討しているが、保育室の設置が3階以上に認められるのは3歳児未満の子ども達だけであり、施設設計に苦慮している。そもそも、3階以上に保育室等を設置する際には、乳幼児の転落防止する設備の設置や耐火構造の屋外避難路等の設備が必要なこと、また、災害や自然災害、予期しない事故等が発生した際、3歳以上の園児は自力で移動できることから職員配置基準※を踏まえても、3歳で区分する明確な理由はないと考える。※乳児2:1、1・2歳児6:1、3歳児20:1 また、職員等の中にも、3歳未満児の保育室を2階以上に設定することに大きな抵抗があるとの声がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	179	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育体制強化事業実施要綱待機児童解消加速プラン実施方針	保育体制強化事業の実施主体に関する要件緩和	保育体制強化事業の実施主体を、「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村から、保育人材が不足している市町村に緩和すること。	【制度の現状】保育支援者の活用による保育士の負担を軽減する「保育体制強化事業」の実施主体は、「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村に限定されている。 【支障事例】本県のある市では、平成18年度以降待機児童ゼロとなっているが、平成29年4月から市内6施設の認定こども園への移行・定員拡充を予定しており、保育士需要が急増する。そのため、保育支援者の活用が必要となっているが、待機児童ゼロであり、今後も発生する見込みがないため、「待機児童解消加速化プラン」に参加できず、「保育体制強化事業」の実施ができない状況にある。また、山間部の市では、少子高齢化が進んでおり待機児童ゼロとなっているが、保育士がなかなか確保できず、清掃や後片付けなどの雑務まで行っている。そのため、保育の仕事に専念できるよう「保育体制強化事業」を実施したいが、潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれないことから、「待機児童解消加速化プラン」への参加という要件がネックとなっている。なお、待機児童解消加速化プラン実施方針 4『「加速化プラン事業」の対象となる事業、実施方法』には、「保育体制強化事業」が掲載されておらず、上記のあるように、待機児童がいない市町でも保育士不足になっている現状を踏まえると、事業主体を「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村に限定する必要はないと考えている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka-vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka-vosan.html</a>
H28	180	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、川西市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業「放課後児童支援員等処遇改善等事業」補助要綱 4 実施方法	放課後児童健全育成事業における長時間開所加算の要件緩和について	児童の安全安心な居場所を確保するため、放課後児童健全育成事業の長時間開所加算について、平日5時間を超えた時間について加算されるよう要件を緩和	【現状】平成27年度に「子ども・子育て支援新制度」施行され、留守家庭児童育成クラブ(以下「育成クラブ」)の入所が「小学生」まで拡大された。政府の掲げる「一億総活躍社会の実現」に向けて、今まで以上に放課後児童育成事業の質の向上及び児童の安全・安心な居場所を確保する必要があるが、放課後児童健全育成事業の長時間開所加算については、1日6時間を超え、かつ18時を超える時間が要件とされている。 【支障事例】本県の育成クラブは、平日12時～14時の間に開所するクラブが全体の8割を閉めている一方、約60%のクラブが18時から19時に閉所する。そのため、1日6時間を超えて閉所時間を延長する長時間加算の要件を満たすことができない施設が多数を占めており、補助要件が現実とあっていないと思われる。 ※本県の育成クラブ895箇所のうち、長時間開所加算は60箇所で約6.7%としか活用できていない。	—



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【内閣府(6)】【文部科学省(5)】【厚生労働省(22)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)については、以下のとおりとする。 ・現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合の園庭面積の特例(同省令附則4条)については、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の園舎を建て替える場合であって、園庭の面積が減少しない場合においても適用できることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。			【内閣府】幼保連携型こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(通知)(平成29年3月31日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu1suchi.html#h28_177">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu1suchi.html#h28_177</a>	
6【内閣府(6)】【文部科学省(5)】【厚生労働省(22)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)については、以下のとおりとする。 ・保育室等の設置階(同省令6条4項)については、満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を2階までに確保している場合において、当該園児が使用する遊戯室を3階以上の階に設置することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。  ・満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を3階以上の階に設置する場合に必要とされる屋上園庭については、設置要件を見直し、地方公共団体に平成28年度中に通知する。  ・幼保連携型認定こども園の施設基準の在り方については、子ども・子育て支援法(平24法65)附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。	—	・満3歳児以上の保育室を2階までに確保している場合、遊戯室を3階以上に設置可能であることを明確化した。 ・満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を3階以上の階に設置する場合の屋上園庭の設置要件の見直しを行った。	【内閣府】幼保連携型こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(【最終改正】平成29年3月31日付け府子本第224号、28文科初第1838号、雇児発0331第17号)	<a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu1suchi.html#h28_178">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu1suchi.html#h28_178</a>	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等・中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H28	181	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、徳島県、堺市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金交付要綱 病児保育事業実施要綱	病児保育事業の補助要件の設定	病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)の補助要件である保育士等の配置要件について、利用児童2名以下でも、看護師と保育士それぞれ1名の配置が求められるが、診療所等で病児保育を実施する際、病児保育未実施地域では、保育士の確保が困難であるとの声があることから、利用児童数が定員2名以下の場合には、看護師1名の配置で対象となるよう補助要件を緩和すること。	【再提案理由】 現状の病児保育事業の補助要件では、利用児童おおむね10人までは看護師1名以上及び利用児童おおむね3人までは保育士1名以上の配置が求められている。昨年の提案募集では看護師の配置については一定緩和されたものの、地方部など人口減少地域においては、診療所等で病児保育を実施しようとしても保育士の確保が難しく、女性の社会進出の妨げとなっている。 【支障事例】 本県の、但馬、淡路地域、西播磨地域の病児保育事業未実施市町では、診療所等で病児保育を行いたい、病児保育のニーズが都市部より少なく、常に病児を預かることは想定できないため、常時在中する保育士の確保が診療上の経営を圧迫するとの理由から、病児保育に踏み切れないという声があがっている。 本県では、こうした状況から平成27年度から県単独で「診療所型小規模病児保育事業」を実施している(利用児童定員2名以内、看護師、准看護師、保健師、助産師又は保育士1名以上を配置)。県内の町にあるクリニックでは、同事業を活用し本年4月から病児保育を実施しており、(利用児童2名、看護師等1名を配置) 部屋を保育用にリフォームして、ベッド2台を配置し、診察室から子供の様子が見えるように窓も設けている。県内の町では初めての病児保育であり、特段の支障も生じていないことから 今後も活用が見込まれている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	182	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成21年6月29日付 雇児発第0629001号の7 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	措置変更後の受入施設における被虐待児の受入加算費の適用期間の緩和	入所当初に施設職員と被虐待児との関わりが重要なため、1年間加算されるにも関わらず、措置変更により新たな施設に入所する場合、措置変更前の施設で1年間加算されていると、措置変更後の施設では加算されないことから、変更後の施設においても1年間加算されるよう規制を緩和。	【現状】 虐待を受けた児童等を施設に受入れる場合、職員との信頼関係の構築や愛着の形成のため、入所当初の関わりが特に重要と考えられることから、手厚い処遇体制を確保するため、1年間を適用期間とし、被虐待児受入加算費を支弁している。しかし措置変更により施設を変更した場合、変更前の施設で受入加算費が支給されていれば、新たな施設では残余期間しか加算されず、変更前の施設で1年間加算されていると変更後の施設では加算されない。 【支障事例】 前施設でのトラブルにより児童養護施設を変更したが、前施設で5ヶ月にわたり被虐待児受入加算をされていたため、新たな施設では7ヶ月の加算しか受けることができなかった。措置変更後の施設において当該児童を支援するため、専門性の高い主任児童指導員や家庭支援専門相談医が対応に当たる必要があるが、加算が途絶えることにより担当職員が交代せざるをえず、対応力が減退し、問題行動が再現することが多い。※(一社)兵庫県児童養護連絡協議会からも同様の要望が寄せられている。 職員との信頼関係の構築及び愛着の形成のためには、入所当初の児童と職員との関わりが重要であることから当該加算が措置されていることを踏まえると、1人の児童に対し1年間加算する仕組みではなく、1つの施設に対し1年間加算することが適当である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	183	05.教育・文化	都道府県	兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県、京都市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第6条第2項または第3項 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第2項	高等学校等就学支援金の申請に係る事務手続きの見直し	高等学校等就学支援金における新入生の受給資格認定について、現在4月と7月の2回行う必要があるが、弾力的に運用できるよう手続きを見直すこと。 具体的には、7月に収入状況届出書等及び前年度と当該年度の課税証明書を提出することで 当該年度の4～6月分を遡及して受給資格認定ができるよう事務手続きを見直すこと。	【現状】 高等学校等就学支援金における新入生の受給資格認定について、6月頃にならなければ当該年度の課税証明書が発行されないため、4月には前年度の課税証明書等を提出させ、4月～6月分の受給資格認定を行い、さらに、「7月末を別途として都道府県の定める提出期限」までに改めて当該年度の課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出させ、7月から翌年6月までの受給資格を認定している。なお、マイナンバー制度が導入されれば、課税証明書の添付は省略できるが、受給資格認定を行うための収入状況届出は必要となる。 【支障事例】 現行の制度では4月に新入生の資格認定作業を行い支給決定後、再度7月～翌年6月までの資格認定作業を行う必要があるが、4月は、就学支援金だけでなく、新年度に必要な多くの書類が提出されることから、所得確認作業が重い負担となっている。 また、保護者に課税証明書を平日に何度も取りに行かせることになり、心苦しいといった意見もある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	184	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第63条10、第77条	小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)にかかる人員等の基準の緩和	小規模多機能型居宅介護サービス事業者を利用する際には、小規模多機能型居宅介護サービス事業者に属している介護支援専門員に変更せざるを得ないこと、また、居宅介護支援専門員は小規模多機能型居宅介護サービスの介護支援専門員を兼務することができないことから、兼務を可能とするなど居宅介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護事業の業務を行えるよう規制の緩和。	【現状】 国においては高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送れるよう、必要とする医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現を目指しており、兵庫県でも小規模多機能型居宅介護サービスなど、地域包括ケアシステムの基礎となる介護サービスの充実を図っている。 【支障事例】 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」において、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置き、当該介護支援専門員に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させなければならない。そのため、既に訪問介護等の支援サービスを受けている者が小規模多機能型居宅介護事業を利用しようとする、信頼関係ができて居宅介護支援専門員から、小規模多機能型居宅介護事業者に属している介護支援専門員に変更を余儀なくされる。 また、居宅介護支援専門員にとっても、現在居宅介護を行っている者に小規模多機能型居宅介護事業者を紹介したくても、自らが支援を継続することができなくなるため、ためらってしまう。 上記のことから、事業者から、小規模多機能型居宅介護事業を行いたくても利用者が見込めず、参入できないとの声がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【内閣府(7)】【厚生労働省(23)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (iv)病児保育事業(59条11号及び児童福祉法6条の3第13項)については、原則保育士及び看護師をそれぞれ最低1名以上配置する必要があるが、「病児保育事業実施要綱」(平28厚生労働省雇用均等・児童家庭局)を改正し、平成29年度を目途に例外的に以下に掲げる要件等を満たす事業の実施を可能とする。 ・離島・中山間地その他の地域で病児保育の利用児童の見込みが少ないと市町村が認めた上で、医療機関に併設された施設において実施する。 ・利用児童が2名以下で実施する。 ・子育て支援員研修(地域型保育)を修了しているなど、必要な知識や技術等を修得している看護師1名が常駐する。 ・病児保育以外の業務に従事している看護師1名が、必要な場合に迅速に対応できる体制とする。</p>			<p>【厚生労働省】「病児保育事業の実施について」の一部改正について (平成29年4月3日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_181">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_181</a></p>	
—	—	—	—	—	—
<p>6【文部科学省】 (6)高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18) 高等学校等就学支援金制度における受給資格認定(4条)については、平成29年7月からの行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の情報連携により収入状況届出書の提出を不要とする方向で検討し、平成29年6月末までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【文部科学省】高等学校就学支援金の支給に関する法律施行規則等の一部を改正する省令新旧対照表</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_183">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_183</a></p>	
<p>6【厚生労働省】 (18)介護保険法(平9法123) (vi)小規模多機能型居宅介護に係る居宅サービス計画を指定小規模多機能型居宅介護事業所に置かれる介護支援専門員以外の介護支援専門員が作成した場合における居宅介護支援費の算定については、議論の必要性も含めてその在り方について検討し、平成30年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H28	185	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、川西市、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者総合支援法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表	地方公共団体が設置する施設に対し行われる障害福祉サービス等報酬における公立減算の廃止	地方公共団体が設置する施設等に対する障害福祉サービス等報酬における公立減算の取扱いを廃止すること	【現状】 障害福祉サービス等報酬を算定するに当たり、地方公共団体が設置する事業所等※に対しては、その性質上、人件費や建物等の維持費等に公金が投入されている点を踏まえ、民間事業者との収支バランスを考慮し、基本報酬の減算(965/1000)が行われている。 ※療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、障害児入所施設 なお、平成28年3月28日の事務連絡によって、指定管理者によって提供された障害福祉サービス等に対する報酬について、原則として公立減算の対象となることが明確化された。 【支障事例】 当該減算措置は、算定根拠が不明確であり、市の施設では、年間100万円から300万円近く減算されているため、施設運営を圧迫している。一方、類似制度である介護保険制度には同様の減算措置はなく、制度間の均衡を失っている。 とくに、指定管理者制度により、民間事業者が管理している施設においても、公立減算がされることから、民間事業者であれば得られた収入が損なわれていると言える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	186	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、洲本市、川西市、滋賀県、大阪府、和歌山県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法 第57条の2 国民健康保険法施行令 第29条の2、第29条の3、第29条の4 国民健康保険法施行規則 第27条の17 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第70条 「後期高齢者医療の高額療養費の支給、食事療養費標準負担額及び生活療養費標準負担額の減額の取扱いについて」(厚生労働省保険局高齢者医療課長H21.5.11)	国民健康保険の高額療養費の請求に際しての手続きの簡素化	国民健康保険の高額療養費の請求に際し、70歳から74歳までの前期高齢者については、後期高齢者医療保険と自己負担限度額の差がないことから、後期高齢者医療保険の高額療養費と同様に一度申請すれば、その後は申請がなくても高額療養費が支給されるよう手続きを簡素化する	【現状】 国民健康保険の高額療養費の支給を受けようとする者は、国民健康保険法施行規則第27条の17において、保険者に対して高額療養費支給申請書を提出しなければならないことと定められており、高額療養費が発生した月毎に申請する必要がある。 一方、同様の高額療養費の償還制度を持つ後期高齢者医療保険における高額療養費の制度では、「後期高齢者医療の高額療養費の支給、食事療養費標準負担額及び生活療養費標準負担額の減額の取扱いについて」(厚生労働省保険局高齢者医療課長H21.5.11)により、初回のみ高額療養費の申請を行い、その後は申請がなくても高額療養費の払い戻しが行われている。 【支障事例】 同様の償還制度を持ちながら、国民健康保険と後期高齢者医療保険とで取り扱いが異なっており、後期高齢者と比較して、70歳から74歳の前期高齢者は、申請する月毎に領収書をまとめ、市に提出しなければならず煩雑な手続きが必要となっているため、大きな負担となっている。 しかし、①前期高齢者のうち、70歳から74歳までの者と後期高齢者との間には自己負担限度額に差が設けられていないこと、②本県のある市では1年間における病院の受診回数は、70歳から74歳の前期高齢者が18.0回、後期高齢者が20.1回と両者の間に差がないことを踏まえると、70歳から74歳の前期高齢者と後期高齢者との間で高額療養費制度の手続きに差を設ける必要がない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	187	07_産業振興	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	経済産業省	A 権限移譲	中心市街地活性化法第40条第4項、第5項、第41条第2項など	中心市街地の活性化に関する補助金交付事務等の国から県への移譲	特定民間中心市街地活性化事業計画の認定から補助金交付までの権限を移譲すること	【現状】 国は、中心市街地活性化法に基づき市町村が策定した基本計画を認定しており、全国的視点のもとで役割を全うしている。特定民間中心市街地活性化事業は、この基本計画に記載されたものに限られ、地域・まちなか商業活性化支援事業(中心市街地再興戦略事業)費補助金の採択や地方税の不均一課税など地方公共団体の支援措置に関係しているため、事業実施については住民に身近な行政として地方の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきである。 従って、特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務等の中心市街地の活性化に関する事務及び地域・まちなか商業活性化支援事業(中心市街地再興戦略事業)費補助金の交付事務を国から県へ移譲されたい。 【支障事例】 国の地域・まちなか商業活性化支援事業(中心市街地再興戦略事業)費補助金の対象となる事業と県単独実施事業が類似している。 (例)再開発ビル等再整備事業(空き区画の再整備による新規テナント誘致)、商店街再編事業(商店街と周辺住宅地を含む区域で行う総合的なまちづくり)等	—
H28	188	07_産業振興	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	経済産業省	A 権限移譲	地域商店街活性化法第4～7、11～13条 地域商業自立促進事業費補助金募集要項	地域商店街活性化法に関する認定事務の権限移譲	地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の事務権限を国から県へ移譲すること。 ・商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画の認定・変更・取り消し ・商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画の実施状況報告の徴収 ・地域商業自立促進事業費補助金の交付事務の移譲	【再提案理由】 商店街の支援については、住民に身近な地方自治体が、地域の実情に応じて実施しているが、地域商業活性化法による商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画については、都道府県や市町村の意見を聴き、配慮することになっているものの、認定等は経済産業省が行うこととされている。 また、国の地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、平成27年度に実施した商店街買い物ポイント事業などにより商店街活性化の機運が高まっているなか、国が進める地方創生においては、地方への移住等を促進するため地方都市の経済・生活圏の形成が進められている。 【支障事例】 都道府県においては、商店街の振興に関する類似的施策を実施しており、支援対象となる事業者も差違が無い中で、支援窓口が国と都道府県とで2つに分かれているため、総合的な商店街の活性化施策の実施に支障を来している。 (例)商店街支援事業(地域資源活用、少子・高齢化対応)、ご用聞き・共同宅配事業(少子・高齢化対応)商店街新規出店・開業等支援事業(創業支援)等	—



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【厚生労働省】 (21)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)及び児童福祉法(昭22法164) 障害福祉サービス等の報酬において地方公共団体の設置する事業所等の単位数を1000分の965に減算すること(公立減算)については、事業所等の経営実態、サービスの提供実態等の客観的・具体的なデータに基づき、その在り方について検討し、平成30年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
6【厚生労働省】 (12)国民健康保険法(昭33法192) 市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が行う国民健康保険の70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請については、高齢者の負担を軽減する観点から、市町村の判断により手続を簡素化することを可能とし、平成28年度中に省令改正等の必要な措置を講ずる。 また、高額療養費の支給申請の際、原則として国民健康保険の保険者の判断により、領収書(一部負担金等の支払額の証拠書類)の添付を省略できることについて、改めて国民健康保険の保険者に平成28年中に通知する。			【厚生労働省】市町村が行う国民健康保険の70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請の手続の簡素化等について(平成28年12月20日付け厚生労働省保健局国民健康保険課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu1suchi.html#h28_186">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu1suchi.html#h28_186</a>	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H28	189	02_農業・農地	都道府県	兵庫県、三田市、滋賀県、大阪府、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4項、地域資源を活用した農業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産業の利用促進に関する法律第5条第8項	農家レストランを農用地区域に設置する際の要件緩和	主として同一市町村内で生産されている農畜産物又はそれを原料として製造・加工したものの提供を行う農家レストランについては、農業用施設とするよう要件を緩和すること	【現状】 農家レストランは、農業振興地域の整備に関する法律上の農業施設として認められていない。そのため、農振農用地区域内への設置ができず、都市と農村の交流や、地元産野菜の提供による、農村地域の活性化や地産地消の推進を行う上で支障となっている。 【支障事例】 本県のある市では、地方創生の一貫として、外国人観光客等に豊かな自然を楽しむと同時に地域で取れた優れた農畜産物等を提供し、さらなる誘客の促進や販路拡大、地域活性化を図ろうと農家レストランの設置を検討していた。しかし、農家レストランは農業用施設に該当しないとして農振農用地区域内への建設が認められなかった。 なお、農用地区域内での農家レストランの設置については、国家戦略特区で措置されており、その進捗状況等を踏まえ総合的に判断することとしているが、外国人観光客が日本に多く訪れており、今後東京オリンピック等でさらなるインバウンド消費が見込まれるなか、早急に検討していただきたい。	—
H28	190	01_土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県、京都府、和歌山県、京都市、堺市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	生産緑地法第3条	生産緑地地区指定の面積要件の要件緩和	自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなった場合でも、生産緑地地区としての優遇措置を受けられるよう、下限面積や解除要件の緩和・条例委任等、地域の実情を考慮した特例の設定	【現状】 平成27年4月に都市農業振興基本法が成立。平成28年5月に策定された都市農業振興基本計画においても、生産緑地に関し、500㎡未満の農地やいわゆる「道連れ解除」への対応の必要性が明記されるなど、都市農業の振興、多面的機能の発揮が求められている。 【支障事例】 本県では、平成26年度9件(約2,000㎡)、平成27年度4件(約800㎡)が自己都合によらず生産緑地を解除されている。例えば、複数人で1団の生産緑地の認定を受けていたが、そのうち1名が死亡した。しかし、その者には農業の後継者がおらず、その農地を手放すこととなったため、全体として緑地面積が500㎡を満たさなくなり、残りの者は農業を継続したいにも関わらず生産緑地の指定は「道連れ解除」となった。また、公共事業用地として収用され、生産緑地地区の面積要件が満たさなくなった場合でも、生産緑地地区の面積要件を欠いているとされ、生産緑地地区の指定が解除される。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html</a>
H28	191	11_その他	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法第5条、13条 地域再生法施行令第9条 地域再生法施行規則第1条第1項 地方創生推進交付金に関するQ&A	地方創生推進交付金の申請手続きの見直し	地方創生推進交付金について、地域の実情に応じた事業執行が可能となるよう、地方版総合戦略等を地方再生計画の代替として申請できるよう、申請手続きを見直すこと	【現状】 改正地域再生法において、地方創生推進交付金の申請にあたっては、地域再生計画を作成し、交付金事業を記載した上で、内閣総理大臣の認定を受ける必要がある。 【支障事例】 地方版総合戦略は、産官学金労言の有識者の意見聴取やパブリックコメントの実施、議会の議決を経て策定されており、地方再生の認定基準(1号基準:地方再生計画基本方針に適合するものであること、2号基準:当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであることと認められること、3号基準:円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること)を満たしているものである。それにも関わらず、地方創生推進交付金の申請にあたっては地域再生計画の作成が義務付けられていることから、地方にとって二度手間となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html</a>
H28	192	11_その他	都道府県	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金に関するQ&A	地方創生推進交付金の先駆タイプについて、地方自治体が単独で交付申請できるよう要件の緩和	地方創生推進交付金について、地域の実情に応じた事業執行が可能となるよう、地方自治体単独で実施する事業について先駆タイプとして認めるよう要件を緩和すること	【現状】 「地方創生推進交付金に関するQ&A」(平成28年5月27日事務連絡)で、先駆タイプの申請においては、生涯活用のまち、コンパクトシティ等の事業以外は、一つの地方公共団体が単独で申請交付申請を行うものではないとされた。 【支障事例】 当初、地方創生推進交付金の「先駆タイプ」について、地方自治体の単独事業では申請できないとされていなかったが、平成28年5月27日に発出された「地方創生推進交付金に関するQ&A」において、「先駆タイプ」は広域連携事業(複数の地方公共団体がそれぞれ予算計上を行い、共同で交付申請を行うもの)に原則限定されたため、地方の創意を發揮した事業が実施できない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html</a>
H28	193	11_その他	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第291条の3	広域連合の規約変更手続の弾力化	広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するにあたり、当該事務が法令等により国の行政機関が権限を持ち主体的に行う事務以外の場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること。	【現状】 広域連合の規約に定められた事項のうち、広域連合の事務所の位置、経費の支弁方法以外の事項を変更しようとする場合、総務大臣の許可を得る必要がある。その際には、総務大臣は国の関係行政機関の長へ協議する必要がある。 【支障事例】 ①関西広域連合において、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続を行った。当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とまち・ひと・しごと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体であるかは確認済みであり、申請から総務大臣許可まで1か月半以上の期間を要した。 ②「関西ワールドマスタースゲームズ2021」の開催を機に、広域連合として広域的なスポーツの振興を行うため、連合規約第4条を改正した。こうした事務は国の行政機関の長が何らかの権限を持って、主体的に取り組むものではないにも関わらず、申請から総務大臣許可まで1ヶ月間を要した。 上記の支障事例は、法令等により国が権限を持ち、主体的に事務を執行しているものではないこと、規約の改正にあたり、広域連合の構成府県市の議会の議決を得る必要があること、事前に総務省と相談を行っていること3点を踏まえると、規約の改正が将来的に国からの権限移譲につながることもなく、事業執行について法令等に係る関係行政機関の協議も不要であることから、許可ではなく、届出制でよいと考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
6【国土交通省】 (13)生産緑地法(昭49法68) 生産緑地地区の規模要件(3条1項2号)については、「都市農業振興基本計画」(平成28年5月13日閣議決定)に基づき、現行制度上、生産緑地地区の指定の対象とされていない500㎡を下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることとなった生産緑地地区について、小規模な農地を保全する観点から生産緑地制度の要件の緩和を検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。			【国土交通省】都市緑地法施行規則等の一部を改正する省令案について(平成29年5月) 【国土交通省】都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案について(平成29年5月)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu1suchi.htm#h28_190">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu1suchi.htm#h28_190</a>	
6【内閣府】 (10)地方創生推進交付金 (i)地方創生推進交付金の申請手続については、地方公共団体の意見を踏まえつつ、引き続き申請手続の簡素化を進めることについて、地方公共団体に今後実施する予定の説明会等を通じて平成29年中に周知する。					
6【内閣府】 (10)地方創生推進交付金 (ii)地方創生推進交付金の申請要件については、複数の地方公共団体が共同で予算を実施する予算の共同化に限らず、それ以外の形での連携を広く認めるという地域間連携の申請要件に関する運用弾力化について、改めて地方公共団体に今後実施する予定の説明会等を通じて平成29年中に周知する。					
—	—	—	—	—	—



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H28	194	11_その他	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	過疎対策地域自立促進特別措置法第5条第4項	過疎地域自立促進方針を定める際の関係大臣への同意協議の廃止	地方の主体性を高め、事務手続きの負担を軽減するため、都道府県が過疎地域自立促進方針を定める際の総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣への同意協議を廃止し報告のみとすること	【現状の制度】 都道府県は、過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進方針を定めることができるが、自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。同意にあたっては、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、関係行政機関の長に協議することとなっている。 【支障事例】 本県で直近に方針を策定(H27)した際、同意基準を踏まえ総務省との事前相談を行ったが、国の意見回答までに約2ヶ月かかっており、その後の正式協議でも、修正を要するとされた箇所がほとんど無かったにも関わらず、約1ヶ月を要した。その結果、過疎地域自立促進市町計画の作業スケジュールの遅れを懸念した市町から、「12月議会上程に間に合うのか」など、国との協議の進捗状況についての問い合わせが多数あり、対応に苦慮した。	—
H28	195	08_消防・防災・安全	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	被災者生活再建支援法第2条第2号 被災者生活再建支援法施行令第1条	被災者生活再建支援制度についての支援対象の拡大	市町村域をまたがる災害が発生した場合、基準を満たさない市町村の被災者は支援金の対象とならないことから、一連の災害であれば全ての被災団体を支援するよう対象を拡大	【現状の制度】 被災者生活再建支援制度については、被災自治体内の建物被害世帯数を基準に適用されることになっており、同一あるいは一連の災害による被災にも関わらず、基準を満たさない市町村等の被災者は支援金の対象とならない場合がある。その場合、地方は独自制度で支援することが多いが、その場合は国から特別交付税として50%が支払われることとなる。 【支障事例・昨年度からの状況変化】 本年4月に発生した熊本地震においても、熊本県は100世帯以上が全壊したため県全域が適用されたが、大分県内では全壊が九重町の一世帯のみであり、同法が適用されていない(H28.5.17現在)。 また、平成26年8月の豪雨災害では、丹波市を中心に甚大な被害が発生し、被災者生活再建支援制度を適用したが、猪名川町や神戸市では一部損壊に止まり、同制度を適用できなかった。なお同豪雨災害では、京都府や徳島県でも同様の事例が発生している。 【再提案理由】 これまでの内閣府の回答は、こうした小規模の被害は地方自治体が支援すべきであるとのことだが、この制度は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としており、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用していることを踏まえると、同一の大規模災害の被害に関しては全て適用すべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka_vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka_vosan.html</a>
H28	196	05_教育・文化	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第2 106項	奨学金事務にかかるマイナンバーの利用をする主体の拡大	日本育英会から事務移管された奨学金事業を地方公共団体等が出資して設立した公益財団法人が実施する場合でも、マイナンバーの独自利用を可能となるよう、番号法別表第2 106項に、「奨学金事業を移管された公益財団法人等(当該奨学金事業の実施のため地方公共団体等が出資して設立したものに限る)」を追加すること。(貸与申請、返還免除、返還猶予に係る事務に必要な、障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報等を入手可能な特定個人情報とすること。)	【現状】 平成17年度から日本育英会が実施していた奨学金事業が都道府県に順次移管され、事業の実施方法等は都道府県等が決定できることとなった。兵庫県では、県が出資した公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会に奨学金事業等を移管している。 【支障事例】 当該奨学金事業は、もともと独立行政法人日本学生支援機構の前身である日本育英会が行っていたものであり、経済的な理由で就学が困難な者に対して、奨学金を貸与するという目的や事業内容は、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金事業と同等である。しかしながら、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会は、当該奨学金事務等を執行する目的で県が出資しているにも関わらず、地方公共自治体ではないためマイナンバーを取り扱うことができず、添付書類の削減など申請者の負担を軽減することができない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html</a>
H28	197	09_土木・建築	都道府県	広島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	(1)建築基準法別表第2、建築基準法第87条 (2)①建築基準法第26条、建築基準法施行令第114条 (2)②建築基準法第35条、建築基準法施行令第126条の2 (2)③建築基準法第35条の2、建築基準法施行令第128条の4、第129条 (2)④建築基準法第36条、建築基準法施行令第23条 ※建築基準法第35条、建築基準法施行令第126条の4	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(用途変更における規制緩和)	(1)空き家を宿泊施設として旅館業を営む際、家族などの特定の1グループで、10人以下など少人数への1棟貸(住宅の規模が2階以下かつ300㎡未満)を行う場合は、住宅とみなして建築基準法を適用することとし、ホテル・旅館への用途変更を不要とすること。 (2)(1)の対応ができない場合、ホテル・旅館の規制について、戸建住宅と同様の規制に緩和すること。 【規制緩和を提案する規定】 ①界壁・間仕切壁 ②排煙設備の設置 ③内装制限 ④屋内階段の寸法  なお、法施行前の建物は、既存のまま宿泊施設として利用できるようにすること。	【支障事例】 本県では、観光客を県内に宿泊させるため、日本家屋の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要と考えている。空き家をホテル・旅館に用途変更する場合、建築基準法に定める基準を満たす必要があるが、古民家などの空き家を持つ魅力の低減や修繕による事業者負担につながっており、空き家の宿泊施設としての利用が進んでいない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html</a>
H28	198	09_土木・建築	都道府県	広島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第87条	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(用途変更の確認申請手続きの緩和)	空き家を住宅のまま宿泊施設として利用できない場合、住宅からホテル・旅館への用途変更の確認申請について、現行の100㎡から300㎡に緩和するとともに、300㎡以下の建物については、旅館業法の許可申請時に提出する申請書により、法令審査を行う。	【支障事例】 用途変更の申請においては、設計図等の提出が求められており、事業者には手続き上の負担が生じている。 また、用途変更が100㎡を超える建物が対象となることから、実態として、100㎡を超える空き家の利用が進んでいない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
— (参考) 6【内閣府(8)】【個人情報保護委員会(1)】【総務省(10)】【文部科学省(8)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (vii)上記のほか、地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、附則6条1項に 基づき、同法の施行後3年を目途として、同法の規定について検討を加え、必要があると認め るときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。	<令元> 5【内閣府】 (12)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律(平25法27) (i)公共性の高い業務における個人番号制度の利活用については、 地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、個人番号 利用事務に罹災証明書の交付事務等を追加するとともに、情報連携の 対象に戸籍関係情報等を追加する。 [措置済み(情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利 便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手 続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正す る法律(令和元年法律第16号)、戸籍法の一部を改正する法律(令和 元年法律第17号))]	個人番号利用事務に罹災証明書の交付事務 等を追加するとともに、情報連携の対象に戸 籍関係情報等を追加した。	—	—	内閣府大臣官房番号制度担当室
6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (i)寄宿舎の階段基準については、住宅を寄宿舎に転用することを想定し、地方公共団体及 び事業者の意見を踏まえ、一定の要件(規模、追加の安全措置等)を満たした場合に当該基 準の合理化を図ることとし、平成29年度中に告示を改正する。					
—	—	—	—	—	—



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H28	199	09_土木・建築	都道府県	広島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	(1)建築基準法第48条 (2)建築基準法第49条	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(1)特定行政庁が都市計画法上のホテル・旅館の建築制限のある用途地域に建築を許可する際の基準の明確化を求める、(2)都市計画法上の特別用途地域内でホテル・旅館の建築を可能とする条例の制定時には、国土交通大臣の承認が必要であることから、同意を要しない協議に緩和する。	空き家を住宅のまま宿泊施設として利用できない場合、(1)特定行政庁が都市計画法上のホテル・旅館の建築制限のある用途地域に建築を許可する際の基準の明確化を求める、(2)都市計画法上の特別用途地域内でホテル・旅館の建築を可能とする条例の制定時には、国土交通大臣の承認が必要であることから、同意を要しない協議に緩和する。	【支障事例】 (1)規制改革会議の第4次答申では、ホテル・旅館の建築制限のある用途地域において、民泊サービスの実施を可能とする方向で検討することとしている。今後、ホテル・旅館の建築制限のある用途地域において、民泊サービスのほか、空き家をホテル・旅館とする事例の増加が予想される。 (2)特別用途地域内で規制を緩和する条例を制定する場合、大臣の承認が必要であり、承認には、下協議に6か月、事前協議に3か月、承認申請に3か月要しており、地方側の負担となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html</a>
H28	200	08_消防・防災・安全	都道府県	広島県	総務省	B 地方に対する規制緩和	(1)消防法第17条、消防法施行令第7条、第10条 (2)消防法第17条、消防法施行令第7条、第21条 (3)消防法第17条、消防法施行令第7条、第26条 (4)消防法第8条の3、消防法施行令第4条の3	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(消防用設備の設置義務の緩和)	空き家を宿泊施設として旅館業を営む際、家族などの特定の1グループで、10人以下など少人数への1棟貸(住宅の規模が2階以下かつ300㎡未満)を行う場合は、消防法で定められている次の設置基準について、戸建住宅と同様の規制に緩和する。  【設置基準】 (1)消火器具の設置 (2)自動火災報知設備の設置 (3)誘導灯・誘導標識の設置 (4)防災物品(カーテン、布製ブラインド、じゅうたん等)の使用	【支障事例】 本県では、観光客を県内に宿泊させるため、日本家屋の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要と考えている。空き家を宿泊施設として利用する場合、消防法に定める基準を満たす必要があり、古民家などの空き家を持つ魅力の低減や修繕による事業者負担につながっており、空き家の宿泊施設として利用が進んでいない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu-kekka.html</a>
H28	201	10_運輸・交通	都道府県	広島県	国土交通省 警察庁	B 地方に対する規制緩和	道路運送車両法第12条 自動車の保管場所の確保等に関する法律第7条	広域観光周遊ルート形成促進に向けた、レンタカー使用場所変更手続き等の緩和	ITの活用によりレンタカーの使用位置を把握・管理できる場合は、自動車保管場所と使用の本拠の位置の変更手続きを不要とする。	【現状】 瀬戸内の交通環境において、本州と四国地方を結ぶ鉄道は瀬戸大橋線のみであり、その他の主な交通手段は、自家用車・バス・船に限られることから、広域観光を行う旅行者にとってレンタカーを手軽な料金設定で利用できる、旅行商品造成が求められている。  【支障事例】 観光庁に認定された広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」を推進し、瀬戸内の島々を訪れる観光客の交通環境の利便性を高めるため、(一社)せとうち観光推進機構と連携し、レンタカーを活用した旅行商品の企画・造成を推進しているが、道路運送車両法第12条では、「使用の本拠の位置に変更があったときは、15日以内に国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない」とされている。また、車庫法(自動車の保管場所の確保等に関する法律)第7条では、「保管場所の位置を変更したときは、15日以内に変更後の保管場所を管轄する警察署長に届出を行う」とされている。 広域周遊観光の場合、出発地と最終目的地が異なるルートが多数(例えば、広島県⇄愛媛県)であり、レンタカーの「乗捨て」サービスを利用することとなるが、同法の規定によりレンタカー事業者の責務で、出発地の配置事務所にレンタカーを戻す必要があることから、結果として、利用者の「乗捨て料金」に転嫁されており、観光客にとって魅力ある旅行商品造成につなげることが難しい。	—
H28	202	10_運輸・交通	都道府県	広島県	国土交通省 警察庁	B 地方に対する規制緩和	道路運送車両法第12条 自動車の保管場所の確保等に関する法律第7条	広域観光周遊ルート形成促進に向けた、レンタカー型カーシェアリングの使用場所変更手続き等の緩和	ITの活用によりレンタカー型カーシェアリングの貸渡・整備状況を把握・管理できる場合は、自動車保管場所と使用の本拠の位置の変更手続きを不要とする。	【現状】 瀬戸内の交通環境において、本州と四国地方を結ぶ鉄道は瀬戸大橋線のみであり、その他の主な交通手段は、自家用車・バス・船に限られる上、橋が架かっていない島も多数あり、移動手段が船に限られる。観光地が離島の場合、そこを訪れる旅行者にとって、一時的な交通手段を確保することが必要であり、レンタカー型カーシェアリングの普及促進が求められている。  【支障事例】 観光庁に認定された広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」を推進し、瀬戸内の島々を訪れる観光客の交通環境の利便性を高めるため、(一社)せとうち観光推進機構と連携した取組を推進しているが、道路運送車両法第12条では、「使用の本拠の位置に変更があったときは、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない」とされている。また、車庫法(自動車の保管場所の確保等に関する法律)第7条では、「保管場所の位置を変更したときは、変更後の保管場所を管轄する警察署長に届出を行う」とされている。 瀬戸内の島々において、瀬戸内芸術祭など短期間のイベントを開催する場合、開催地が小さな離島のことも多く、上陸後の移動手段がバス・タクシーしかないため、観光客にとって、移動手段が非常に不便な状況となっている。 期間限定のイベント開催であり、レンタカー型カーシェアリングにより一時的な交通手段を確保することができれば、観光客の利便性の向上や、更なる誘客促進につなげることができるが、同法の規定がネックとなり、カーシェアリングを展開することができない。	—



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H28	203	08_消防・防災・安全	施行時特例市	厚木市	警察庁、総務省	B 地方に対する規制緩和	道路交通法第4条第1項 地方財政法第28条の2	道路の規制標示補修(塗直し)について	道路の規制標示補修(塗直し)について、都道府県公安委員会との協議を経て、道路管理者が自発的に補修を実施することが可能となる措置	【制度改正の必要性】 不鮮明になった横断歩道、一時停止線等の規制標示の塗り直しについては、都道府県公安委員会の所管であり、補修が出来ない状態にある。本市において、平成28年2月に下校途中の小学生が車にはねられて死亡する事故が発生した。事故との直接の因果関係は不明ながら、現場の横断歩道は薄れており、地元住民からも改善の要望が届いていた。その他にも市内には多数の不鮮明な規制標示があり、市民からも補修に関し非常に強い要望が届いており、その都度、所管警察署に要請しているが対応までに時間がかかる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	204	03_医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第63条	生活保護の返還金の徴収方法の弾力化	生活保護費との調整を可能とし、被保護者の負担軽減や納付忘れ防止に繋げることができるよう、法の改正を求める。	広島市では、平成28年3月時点で約27,000人が生活保護を受給しているが、年金の遡及受給や一時的な所得など、様々な理由によって被保護者に対する返還金に係る債権が発生している(生活保護法第63条に基づく返還金については平成26年度は1,646件)。こうした返還金については、ケースワーカーが被保護者に説明を行い返還を求めているが、被保護者の中には高齢や疾病等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口まで出向くことが難しい者もあり、こうした被保護者からは、生活保護費から調整してほしいという依頼を受けることも少なくない。また、返還を忘れて本来返還すべき金銭を使ってしまう、納付が困難になるケースも発生している。これらは、返還金の回収率が改善しない原因の1つになっており、現場のケースワーカーの中にも保護費との調整を求める声がある。平成25年の法改正により、不正受給を原因とする徴収金については、本人の申出があれば生活保護費との調整が可能となったが、生活保護法第63条に基づく返還金についても、本人の申出があれば被保護者が自身の判断で調整を許容しているといえるため、同様の改正をお願いしたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	205	03_医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第75条、厚生労働省社会・援護局課長通知「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」(平成27年12月8日改正)	生活保護費における返還金等取扱事務の規制緩和について	遺族が申立書を提出した場合や連絡しても回答がもらえない場合には、相続放棄があったものとして扱えるよう、運用改善を求める。	広島市では、平成28年3月時点で約27,000人が生活保護を受給しているが、収入があるにも関わらず未申告であったり、年金を過去に遡って受給するなど、様々な理由によって被保護者に対する返還金債権が発生している(生活保護法第63条に基づく返還金については平成26年度は1,646件)。こうした返還金債権の取扱いについて、平成27年12月に厚生労働省の通知が改正され、より厳格な管理が求められることとなった。公債権であり厳格に管理すべきことは当然であるが、返還金等を未納のまま本人が死亡するケースも存在する。このようなケースに対して厚生労働省の通知通りの厳格な債権管理を行うことは、回収が極めて困難な債権の管理に時間を費やすこととなり、費用対効果の面からも合理的とはいえない。また、保護受給中の債務者への納付指導や、生活保護法の本来の目的である世帯の自立助長に係る指導に時間をあてることができなくなる。この点、扶養義務者の多くが債務者に対して援助ができない経済状況であり、債務者が死亡した場合であっても劇的に経済状況が好転していることは極めて稀であるため、大半は相続放棄を申し出てくることとなる。しかしながら、厚生労働省の通知通りの手続きを行うとすると、相続人全員から家庭裁判所が発行する相続放棄の申立書を徴取する必要があり、過大な事務が発生する。このため、例えば、相続人からの相続放棄の申立書で代用することや申立書を提出するよう2回依頼しても相続人からの回答がない場合は、相続放棄したものと取り扱うなど手続きの簡素化を認めていただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	206	03_医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成28年3月31日付け事務連絡「PDCAサイクルの実施に際して国が設定する平成28年度の目安値および支援状況調査における項目の追加について(依頼)」 平成28年3月31日付け事務連絡「生活困窮者自立支援制度の新たな評価指標の運用について」 平成28年4月8日付け事務連絡「生活困窮者自立支援制度の新たな評価指標による調査の報告要領について」	生活困窮者自立支援制度における事務の簡素化	生活困窮者自立支援制度に関する①毎月の実施報告を四半期に1度に、また、②フォローアップ報告を全自治体から抽出自治体に変更し、実施機関の負担軽減を図るよう、運用改善を求める。	平成27年4月から生活困窮者自立支援制度が施行し、広島市でも月に約150件の相談を受け、その結果を毎月、厚生労働省に報告している。この実施報告を提出するため、月初に、前月の相談件数や利用状況の内訳を確認しているが、平成28年度からは更に当該月における全ての相談者(新規)について、支援経過を約1年間報告することが求められており、実施機関の負担が増加している。月別の相談件数報告については、集計作業等の負担を軽減するために四半期分をまとめて提出することとしていただきたい。また、フォローアップ報告についても、事務負担が大きいため、地域の実情を勘案して対象の地方公共団体を選出する抽出調査としていただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	207	03_医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	A 権限移譲	若年性認知症施策総合推進事業実施要綱(平成26年7月9日老発0709第3号 認知症施策等総合支援事業の実施について別添3)	若年性認知症支援コーディネーターの配置に係る権限の指定都市への移譲	「若年性認知症支援コーディネーター(以下、コーディネーターという。)」を指定都市でも設置できるよう権限移譲を求める。	若年性認知症は、いわゆる現役世代が発症するが、若年性認知症に対する認識が不足し、診断される前に症状が進行し社会生活が事実上困難となるケースや、活用可能な福祉や雇用の施策があまり知られていないことなどから、経済的な面も含めて本人とその家族の生活が困難になりやすいとされている。これらの問題点を解消し、若年性認知症の人やその家族等からの相談及び支援に携わる者のネットワークを構築するため、平成28年度から都道府県を実施主体としてコーディネーターを配置し、若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援や社会参加支援等を推進する「若年性認知症支援コーディネーター設置事業」が制度化されたが、都道府県の同事業への取組は低調であり、未設置の県が多い。また、仮に設置したとしても、限られた人員で広域を担当するため、各地域の実情を踏まえた医療、介護、福祉、雇用等のネットワーク構築が困難であり、面談や、医療機関・就労相談への同行といったきめ細かい支援の展開も困難である。このため、コーディネーターの配置に係る権限について、指定都市に移譲することを提案する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p><b>6【警察庁】</b> (3)道路交通法(昭35法105) 都道府県公安委員会の交通規制(4条1項)については、市町村等から道路標示等の設置及び管理を含む交通規制の実施に関する要請があった場合には、都道府県警察と市町村等との間で相互に十分な意思疎通を図るとともに、必要と認められる措置が迅速に講じられるよう、改めて都道府県警察に平成28年度から周知する。</p>			<p><b>【警察庁】</b>市町村等から道路標示等の設置・管理を含む交通規制の実施に関する要請を受けた場合の対応について(通達)(平成29年1月16日付け警察庁交通局交通規制課長通知)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_203">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_203</a>	
<p><b>6【厚生労働省】</b> (9)生活保護法(昭25法144) (iii)費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権についての78条の2による被保護者の申出に基づく保護費からの徴収と同様にあらかじめ保護費と調整することについて、地方公共団体からの意見を踏まえ、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき、同法の施行後5年を目途として行われる生活保護制度の見直しの中で検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;平30&gt; <b>6【厚生労働省】</b> (16)生活保護法(昭25法144) (ii)費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、被保護者の申出に基づき、あらかじめ保護費と調整することを可能とする。【措置済み(生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号))】</p>		<p><b>【厚生労働省】</b>「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の公布について(通知)(平成30年6月8付け子発0608第1号、社援発0608第1号)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_204">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_204</a>	
—	—	—	—	—	—
<p><b>6【厚生労働省】</b> (25)生活困窮者自立支援法(平25法105) 生活困窮者自立支援制度に関する「支援状況調査」については、提出期限の見直し等の負担軽減策について検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p><b>【厚生労働省】</b>支援状況調査の報告期限について(平成28年12月27日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_206">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_206</a>	
<p><b>6【厚生労働省】</b> (27)若年性認知症施策総合推進事業実施要綱 若年性認知症支援コーディネーター設置事業については、実施主体に指定都市を加えることについて検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—		<p><b>【厚生労働省】</b>「認知症施策等総合支援事業の実施について」の一部改正について(平成30年3月29日付け厚生労働省老健局長通知)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_207">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_207</a>	



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H28	208	03_医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法施行規則38条、52条	要介護・要支援認定期間の一層の弾力化	申請件数の増加に対応するため、要介護5及び要介護4で状態の変化が見込まれない被保険者については、更新申請における認定の有効期間を、個々の状態に応じた判定が可能となるよう、上限を36か月に延長することを求める。	高齢者数の増加に伴い、認定申請件数も増加しており、被保険者、認定調査員、主治医、介護認定審査会委員及び保険者等の関係者の負担となっている。介護保険法及び同法施行規則において、要介護・要支援認定の有効期間は原則6か月又は12か月、上限12か月又は24か月とされており、今回の制度改正により、介護予防・日常生活支援総合事業を実施している市町村においては、更新申請時の認定に係る有効期間が、一律原則12か月、上限24か月に延長された。しかしながら、今後も都市部においては申請件数の増加が見込まれており、関係者の更なる負担軽減が必要である。申請件数の増加に対応するとともに、被保険者個々の状態に応じたきめ細かい対応もできるよう、今後の状態に変化が見込まれない重度者(要介護5及び胃ろう等により要介護4と判定された被保険者)の更新申請の有効期間の上限を36か月に延長するなど、より弾力的な運用が可能となるよう求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	209	03_医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民年金法	市町村において照会可能な年金記録の範囲の拡大	市町村に、法定受託事務及び協力・連携事務の処理に必要な年金情報を見ながら市民対応が可能なシステム(年金事務所と同様のもの)を設置し、事務の適正化や市民の満足度向上に繋がるよう、運用の改善を求める。	国民年金法では、その事業の事務の一部を市町村長が行うこととされており、市町村は法定受託事務及び協力・連携事務として、住民からの届出受付等の窓口業務を一部担っている。窓口において、住民から申請や問い合わせ等があった場合、その対応のために年金記録の確認が必要になる。この際、市町村が年金記録を確認する手段としては、①年金機構が設置した市町村向けのコールセンターへの確認、②ねんきんネットでの確認、③年金事務所への電話照会の3つがある。①、③は電話問い合わせになるため、窓口に来られている住民と話をしながら状況を確認することができず、確認している間お待ちいただくざるを得ない。また、聞き間違い等による誤りが起きる可能性がある。②では確認できる範囲が限定(納付記録は過去5年分のみ等)されており、情報が不足することがある。このため、現在は原則として年金事務所のみ設置されている年金情報照会用のシステム(ウインドマシン)を市町村の窓口を設置するなど、市町村の窓口において確認可能な年金記録の範囲の拡大を求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	210	03_医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第16条	児童委員の役割を強化するために民生委員との兼任をできる規定化	民生委員でなくても児童委員になれるよう、法の改正を求める。	児童福祉法第16条により市町村の区域には児童委員を置くこととされているが、同条第2項で「民生委員は、児童委員に充てられたものとする」とされているため、民生委員が児童委員を兼任することになっている。しかし、子どもに関する相談・支援件数は、民生委員・児童委員の活動において、約4分の1(平成27年度:17,078件/総数65,300件)を占めているのに加え、児童虐待や不登校など、児童に関わる問題は複雑化し、児童相談所における相談・通告件数も増加(平成21年:475件⇒平成25年:1,031件)しているため、児童委員を兼任している民生委員の負担が増加してきている。また、児童委員はその職務内容から比較的若い年代の者が望ましいと考えられる(国が示す主任児童委員の年齢基準:原則として55歳未満)が、民生委員が兼任するため、民生委員・児童委員の平均年齢は63.2歳であり、年代別では30代・40代が極端に少なく、60代が半数を占めている。については、地域の実情に応じて民生委員とは別の者が児童委員になることができるよう、児童福祉法において、民生委員を兼務しない児童委員の委嘱規定を設けるとともに、同法16条2項を「民生委員を児童委員に充てることができる」との規定に改めることを求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	211	03_医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第23条、第76条他又は、医療法第25条	介護保険事業者に対する検査権限の強化	①介護保険法における、関係医療機関(介護事業を直接行っていないが、介護事業と関係する医療機関)に対する報告徴収・立入検査権限の付与又は②医療法における介護保険事業に関する報告徴収・立入検査権限の付与及び医療法における報告徴収・立入検査により取得した情報閲覧権限の付与を求める。	平成27年度、内部通報を端緒とし、医療機関が別法人を設立し運営する訪問看護ステーションにおいて、医療機関に勤務する看護師等が常勤しているかのように装い、不正な手段により指定更新を受けた事実が発生した。介護保険法では介護保険事業に関する指導及び検査権限のみしかなく、介護保険事業を直接行っていない医療機関に対する検査権限がないため、介護保険事業の適正な指導・検査に支障が生じる場合がある。このため、介護保険法において、介護保険事業者と関係を有する医療機関に対して看護師等の勤務表の提出を求め、勤務実態を把握することができるようにするなど、関係医療機関に対する検査権限を設ける法改正をすることを提案する。または、医療法において、保健所が医療機関に対して看護師等の勤務表の提出を求めるなどの検査権限を有しているため、関係する介護保険事業者に不正の疑いがある場合に、医療機関に対して検査を行い、これにより保健所が得た情報を介護保険事業の指導においても活用できるよう、法改正をすることを提案する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【厚生労働省】 (18)介護保険法(平9法123) (iv)更新認定に係る要介護認定有効期間(28条)及び要支援認定有効期間(33条)については、認定事務の処理件数の減により事務職員等の負担軽減を図るため、省令を改正し、上限を現行の24か月から36か月に延長する。</p>	—		<p>【厚生労働省】介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成30年厚生労働省令第30号)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_208">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_208</a>	
<p>6【厚生労働省】 (32)市区町村における窓口装置を用いた「ねんきん特別便」等の年金記録に関する相談業務実施要領 市町村における「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」又は「厚生年金加入記録のお知らせ」の年金記録に関する相談業務に使用されている社会保険オンラインシステムの可搬型窓口装置(以下「窓口装置」という。)については、年金記録全般の相談にも利用可能であることを、「市区町村における窓口装置を用いた「ねんきん特別便」等の年金記録に関する相談業務実施要領」(平28日本年金機構国民年金部。以下「実施要領」という。)を改正して明記し、平成29年度から円滑に適用して運用できるよう、貸与希望の照会も含め、市町村に周知する。その際、実施要領に定めている「年金相談受付票」については、窓口装置を活用した年金相談の場合に記入が必要なものであることが明確となるよう、名称の変更を含め、適切な措置を講ずるとともに、記入を求めている情報が記録されるのであれば、市町村が独自に様式を定めることを可能とする。</p>			<p>【厚生労働省】市区町村における窓口装置を用いた年金記録に関する相談業務実施要領【抜粋版】</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_209">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_209</a>	
<p>6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164) (i)民生委員・児童委員の職務(民生委員法(昭23法198)14条及び児童福祉法17条1項)については、運用の工夫により地域の実情に応じて児童福祉に関する事案に重点的に取り組むことも可能であること、主任児童委員(児童福祉法17条2項)等の制度の活用方法等を、地方公共団体に平成28年度中に通知する。また、児童委員・主任児童委員制度の活用に当たって、参考とすべき特徴的な取組を行う地方公共団体の事例について、適時適切に地方公共団体に周知する。</p>			<p>【厚生労働省】児童委員、主任児童委員の活動の推進について(平成29年3月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_210">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_210</a>	
<p>6【厚生労働省】 (18)介護保険法(平9法123) (v)指定居宅サービス事業者等の事業に係る場所(医療機関等)への立入り及びその設備又は帳簿書類その他の物件の検査については、個別の案件に応じて必要性等を勘案しながら、報告等(76条、78条の7、83条、90条、100条、115条の7、115条の17、115条の27、115条の33及び115条の45の7)の規定に基づいて、適切に判断して実施するよう、その取扱いについて地方公共団体に平成29年中に周知する。</p>					



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H28	212	03_医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第6条	連携協約を締結した連携中枢都市への地域医療介護総合確保基金の設置権限の移譲	連携中枢都市において地域医療介護総合確保基金を設置できるよう改正を求める。	広島市では、経済面や生活で深く結び付いている広島広域都市圏の23市町(山口県の市町を含む。)と連携協約を締結し、圏域全体の経済活力とにぎわいの創出、高次都市機能の整備に積極的に取り組むこととしている。中でも、医療の分野の取組としては、広島都市圏の救急医療体制の構築、救急相談センター事業の実施やICTを活用した地域医療支援など、効果的・効率的な医療サービスの提供体制の構築に取り組む方針である。こうした取組を推進するために地域医療介護総合確保基金を活用して体制整備を行うことが考えられるが、同基金は都道府県計画を策定し、当該計画に基づき事業を実施する都道府県に設置されることになっており、県を跨る広島広域都市圏の事業では、広島、山口のいずれの県の基金も活用することができない。こうした状況を解消し、連携中枢都市においても同様に基金事業計画を策定し、同基金を活用して、圏域の特性に応じた施策を推進することができるよう、地域医療介護総合確保基金の設置権限について、連携協約等に広域的な医療連携を位置付けている連携中枢都市への移譲を求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-	-	-	【厚生労働省】「病児保育事業の実施について」の一部改正について(平成29年4月3日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu1suchi.html#h28_212">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu1suchi.html#h28_212</a>	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H28	213	03_医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成26年厚生労働省令第63号(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)第10条及び附則第2条	放課後児童支援員資格要件等の緩和等	1放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「省令」という。)第10条第3項に定める「都道府県知事が行う研修」を指定都市が実施できるよう権限移譲を求める。 2省令附則第2条の経過措置について、平成32年4月1日以降も、例えば「省令第10条第3項第1号から第9号の資格を有する者を採用後、1年以内に研修を受講・修了することを予定している者」を含むとするなど、省令を見直すよう求める。 3省令第10条第5項の併設施設への兼務について、利用児童が帰宅するなど受入時に比べ利用児童数が減少し、他の利用者に支障が無い場合、市町村の判断により、放課後児童支援員を当該施設の専任とせず、2人の放課後児童支援員により、当該施設及び併設される放課後児童クラブを兼務により運営できるよう省令を見直すよう求める。	1,2 厚生労働省令(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)において、放課後児童健全育成事業所ごとに放課後児童支援員を配置することが義務化され、その資格要件として、①保育士等の資格を有し、かつ②都道府県が実施する研修を修了した者とされた(②については、経過措置があり、平成31年度末までに受講すれば良いとされている。)。しかし、都道府県が実施する研修について、平成31年度末までに予定する研修修了者数(クラブ数×2名)では、特に放課後児童クラブの開設時間の長い長期休業期間中等において必要とされる放課後児童支援員の人数が不足するため、放課後児童クラブの運営に大きな支障をきたすことが予測される。また、経過措置期間が経過した平成32年度以降は、新規採用職員が②の研修を受講していない場合、当該研修を受講するまでの間、当該採用職員は支援員として業務に従事することができなくなるため、放課後児童クラブの運営に大きな支障をきたすことが予想される。 3 放課後児童クラブの職員配置基準として、利用児童が20人未満の放課後児童健全育成事業所については、専任の放課後児童支援員を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の施設に兼務できることとなっている。 本市では、帰宅等により利用児童数が減少する17時以降において、支障が無い範囲で、当該放課後児童クラブと併設の放課後児童クラブがそれぞれ20人未満となる場合、補助員1名が併設の放課後児童クラブを兼務している。 しかしながら、補助員の確保が依然厳しい状況が続いており、補助員が確保できない場合に、職員配置基準を満たせず、開設できない恐れが生じる。このため、開設時間中途に一つの放課後児童クラブが20人以上でも併設の放課後児童クラブと合わせて38人以下となった場合(例えばAクラブが21人、Bクラブが5人)、放課後児童支援員を専任とせず、放課後児童支援員2名が互いのクラブを兼務することにより、運営できるよう規定の緩和を求める。 なお、厚生労働省に確認したところ、児童を受入れた後に、中途から複数のクラブを合同にすることはできないとの回答を得ている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	214	06_環境・衛生	都道府県	徳島県、鳥取県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	高圧ガス保安法5条、一般高圧ガス保安規則7条の3	屋内におけるFCFLへの水素充填を可能とする規制緩和	FCフオークリフトに係る屋内水素ディスペンサー設置基準の緩和を図ること。	FCフオークリフト導入の可能性については、クリーンな環境下での作業を必要とする食品、精密機械等を取り扱う物流倉庫等を有する事業者にとって、屋内充てんが可能であることがFCフオークリフト導入のための必須事項となっているが、現行法上、水素スタンドのディスペンサーの上部は、水素が滞留しないような構造とすることが求められることから、実質、屋内での水素充てんは不可能となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	215	06_環境・衛生	都道府県	徳島県、大阪府、兵庫県、鳥取県、堺市	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	高圧ガス保安法5条、一般高圧ガス保安規則64条	FCV及びFCFLへの水素セルフ充填を可能とする規制緩和	FCV及びFCフオークリフトへの水素セルフ充てんを可能とすること。	水素の充てんは、高圧ガス保安法に規定する「高圧ガスの製造」に該当するため、事業者は安全を保つため、充填作業を行う際には保安統括者による監督が必要であることから、FCVドライバーやFCフオークリフト作業者が、セルフ充てんを行うことはできない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	216	06_環境・衛生	都道府県	徳島県、滋賀県、兵庫県、鳥取県、京都市	経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路法32条 道路法施行令第7条	「道の駅」等道路空間設置型水素ステーション実現のための規制緩和	「道の駅」等の道路空間に設置する水素ステーションを、道路法第32条第1項第1号の「その他これらに類する工作物」の占用許可対象物件とすること。	本県では平成27年10月に「徳島県水素グリッド構想」を策定し、県として水素ステーションの普及促進を推進しているところである。 道路利用者が気軽に立ち寄ることができ、県下に広がる「道の駅」等の道路空間への設置を促すことで、水素ステーションの普及につながる事が期待できるが、現在、道路法第32条の占用許可対象物件とはなっていないため、「道の駅」等の道路区域に設置することができない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>
H28	217	03_医療・福祉	都道府県	徳島県	厚生労働省(職業安定局)	B 地方に対する規制緩和	障害者の雇用の促進等に関する法律	難病患者雇用促進のための法定雇用障がい者数算定方法の見直し	雇用主に課されている障害者雇用率達成義務の対象となる障害者について、難治性疾患患者を含めるよう見直す。(現在、対象となっているのは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者のみ)	「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障がい者の法定雇用障がい者数の算定は、身体障がい者又は知的障がい者しか対象となっていないことから、これらの認定をされていない「難病患者」については、一般事業主による雇用が進まない状況となっている。	—
H28	218	08_消防・防災・安全	都道府県	徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害対策基本法第49条の11	自主防災組織等への円滑な「避難行動要支援者名簿」の提供のための見直し	地域の支援関係者に対して、平常時においても本人同意や条例の特別の定めを要せずに「避難行動要支援者名簿」の提供が可能となるよう、災害対策基本法の見直しを行うこと。	発災時に避難支援を行うためには、平常時から対策が重要であるが、地域の支援関係者への「避難行動要支援者名簿」の情報提供が十分に行われていない。本県内の市町村においては、名簿情報を外部提供する場合、本人同意を得られた方のみ行っているが、全ての避難行動要支援者から、本人同意を得ることは極めて難しく、名簿の外部提供が進まない要因になっている。本人同意の得られない方の名簿情報を外部提供できていないため、地域の支援関係者との情報共有ができておらず、発災時に円滑かつ迅速な避難支援を行うことが困難な状況にある。平常時においても、災害時においても、情報提供の必要性は変わらないため、災害対策基本法を改正すべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2016/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (1) 児童福祉法(昭22法164) (iii) 放課後児童支援員認定資格研修の実施(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項)の事務・権限については、放課後児童支援員認定資格研修の実施状況等を踏まえ、指定都市を含む実施主体の在り方について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>6【厚生労働省】 (4) 児童福祉法(昭22法164) (vi) 放課後児童支援員認定資格研修(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項。以下「認定資格研修」という。)の実施等については、以下のとおりとする。 ・受講科目及び経過措置の在り方については、同省令に係る平成31年度までの経過措置期間(同省令附則2条)を踏まえ、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;平30&gt; 6【厚生労働省】 (3) 児童福祉法(昭22法164) (i) 放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>・認定資格研修の実施主体については、指定都市・中核市も含めるものとした。 ・受講科目や経過措置の在り方については、放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参酌し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。</p>	<p>【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日付け号外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2016/h28hsuchi.htm#h28_213">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2016/h28hsuchi.htm#h28_213</a></p>	<p>厚生労働省子ども家庭局子育て支援課</p>
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p>6【内閣府】 (4) 災害対策基本法(昭36法223) (ii) 避難行動要支援者名簿については、住民の理解を助け、市町村の避難行動支援の取組を支援するため、当該名簿に関するパンフレットの作成等、住民への普及・啓発を平成29年度中に行う。</p>					